

# 5庁舎トイレ全面改修工事（鹿嶋消防署）

## 図面リスト

A-01	改修工事特記仕様書（建築）1	1/NON	E-01	改修工事特記仕様書（電気）1	1/NON	M-01	改修工事特記仕様書（機械）1	1/NON
A-02	改修工事特記仕様書（建築）2	1/NON	E-02	改修工事特記仕様書（電気）2	1/NON	M-02	改修工事特記仕様書（機械）2	1/NON
A-03	改修工事特記仕様書（建築）3	1/NON	E-03	現況・改修 便所周り電気設備工事 平面詳細図	1/30	M-03	器具表	1/NON
A-04	設計概要書・配置図・付近見取図	1/500				M-04	現況 機械設備工事 1,2階 平面図	1/100
A-05	現況 1階・2階 平面図（仮設計画平面図兼用）	1/100				M-05	現況・改修 便所周り機械設備工事 平面詳細図	1/30
A-06	現況・改修 便所周り平面詳細図	1/30						
A-07	現況・改修 便所周り断面詳細図 1	1/30						
A-08	現況・改修 便所周り断面詳細図 2	1/30						
A-09	現況・改修 便所周り展開図	1/50						
A-10	建具カープラン・建具表	1/50						

令和5年度 庁舎トイレ全面改修工事（鹿嶋消防署） 特記仕様書（建築）

I 工事概要

1 工事場所  
茨城県鹿嶋市宮中町附4623-1

2 建物概要等  
敷地面積 4,324.985㎡ 延床面積:1,006.60㎡ 規模:RC造 地上2階 FHO

3 工事項目（主な改修内容、範囲、及び建物概要規模等）  
・トイレ全面改修工事に関連する建築内部改修工事一式  
直接仮設工事・土間コンクリート更新工事・左官工事・金属工事・内装改修工事・建具改修工事・塗装改修工事・解体撤去工事

4 工事中における場内外の安全対策など

5 工期（本工事施工期間は契約締結の日より）  
令和5年 契約締結の日～ 契約で定められた期日まで

6 備考  
■ 建築設備関係  
この工事の施工にあたっては、「再生資源の利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）」、「建設副産物適正処理推進条例（平成10年12月建設事務次官通達）」、「建設廃棄物処理指針（平成13年環境省）」、及び「建設工事における再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法 平成14年6月30日施行）」等に基づき、積極的に再生資源の促進、再生資材の利用及び適正処理を図ること。

II 建築改修工事仕様

1 共通仕様

2 特記仕様

III 改修工事共通特記事項

IV 改修工事の制約及び留意事項

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁標準仕様書 令和4年版） ○工事写真撮影ガイドブック（建設工事編・解体工事編）平成30年版
	② 工事実施情報の登録	※適用する [改1 1 4]
	③ 発注材の処理等	※現場説明書による ○構外搬出適切処理 [改1 1 13] ○建築廃棄物管理表（マニュアル）の写しを提出すること
	④ 品質計画等	・建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 (表1 2 2) ※風速 (V0= ) ※地表面傾度区分 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ) ・積雪区分 H12 建造物表示 1 4 5 6 号 別表 ( )
	⑤ 電気保安技術者	※適用する [改1 3 3]
	⑥ 条件明示項目	○現場説明による [改1 3 5]
	7 建築材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（社）公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとする。 また、(備考欄)に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承認を受ける。
	8 特別な材料の工法	改修共仕及び、共に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 [改1 6 2]
	⑨ 技能士	
	⑩ 完成認等	○完成図 [改1 8 1~1 8 3] [改表1 8 1] ・既存箇所の修正 ※作成する（設計図書の修正によるものでも可） 完成図の図面サイズ ※現場説明書による 種類 ※改修共仕表 1. 8. 1による ○保全に関する資料 提出回数 ※1部 1部 ・原因 ○CAO図 ○製本図（提出回数 ※2部）
⑪ 施工関係の取り扱い	施工関係の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。	
⑫ 設備工事との取り扱い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承認を受ける。	
⑬ 設計GL	※図示 ○設計GL=現状GL	
2 仮設工事	① 足場その他	内脚足場 種別 ※きやたつ、足場板等 [改2 2 1] 外部足場 種別 ※A種、B種、C種、D種 [改2 2 1] [改表2 2 1] 防護シートによる養生 ※行わない・行う 材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種、C種、D種、E種 [改2 2 1] [改表2 2 2] ・昇降用足場 外部足場に準ずる。 落下部 仮囲い、扉付 上層 ネット状養生シート張り
	② 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 [改2 3 1] 固定器具等の移動 ※行わない・行う（図示及び現地確認による） [改2 3 1] 既存作業員の養生 ※ビニルシート等 [改2 3 1]
	③ 仮設閉切	仮設閉切切りの種別 [改2 3 2] [改表2 3 1]
		種別 下地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗料 - A種 ※粒状鉄骨 ※合成（※9 0 0 ） ※無し - B種 木下地 ※せつこうボード（※9 5 ） 厚さ mm 片面 ※C種 単層下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ※有り

4 監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する・構内に設置する・設けない [改2 4 1] [改表2 4 2] ・監督職員事務所に設ける商品等は現場説明書による
⑮ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償・無償）
⑯ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償・無償）
3 防水改修工事	省 略
4-1 外壁改修工事 コンクリート 打放し仕上げ外壁	省 略
4-2 外壁改修工事 モルタル塗り 仕上げ外壁	省 略
4-3 外壁改修工事 タイル張り 仕上げ外壁	省 略
4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	省 略
5 建具改修工事	① 改修工法の適用 [改5 1 3] [改5 2 5] [改5 3 5] [改5 4 5] [改5 5 5]
2 見本の製作等	・特殊な建具の仮組（建具番号： ) [改5 1 5]
3 アルミ製建具	外部に面する建具 [改5 2 2] [改表5 2 1] 種 別 耐風圧性 気密性 水密性 枠入込み (mm) 遮光率 ・ A種 S-4 ※A-3 ※7 0 ※図示 ・ B種 S-5 ※W-4 ・ C種 ※W-6 ※A-4 W-6 1 0 0 裏面処理 ※B-1 ・B-2 (※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) [改5 2 4] [改表5 2 2] 内建具 表面処理 ※C-1 種又はB-1 種 [改5 2 4] [改表5 2 2] ・C-2 種又はB-2 種 (※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)
4 網戸	防虫網 網の種類 ※ステンレス製 (SUS316) ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 網形式 ※外部可動式 ・固定式 [改5 2 3]
5 鋼製建具	単気密扉の単気密型ドアセット性能値 [改5 3 2] [改表5 3 1] ※適用する（適用箇所は建具表による） ・適用しない 耐風圧性能に特記のある場合は建具表による。 特定防火設備の戸 ・ 適用する [改5 3 4]
6 鋼製軽量建具	単気密扉の軽量気密型ドアセット性能値 [改5 4 2] ※適用する（適用箇所は建具表による） ・適用しない
7 ステンレス製建具	表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ・セラミック塗膜付 曲げ加工 ※常曲げ付 ・角出し曲げ（排障有り） [改5 5 4] [改5 5 5] 特定防火設備の戸 ・ 適用する [改5 5 1]
8 建具用金物	マスターキー ※製作する ・製作しない [改5 6 4] 建具用金具 [改5 6 2] [改5 6 3] [改表5 1~改表5 6 3] 錠前類はシリンダー錠（レバーハンドル）とする。 なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承認を受ける。 吊金物 ・ 丁寧（内部建具については、軸を転芯としてもよい） ・ ピボットヒンジ
9 自動ドア開閉装置	※製造所標準製作規定寸法特許差による [改5 7 2] [改5 7 3] [改表5 7 1~改表5 7 3] 開閉方法 センサの種類 窓スライディングドア ・ マットスイッチ ・ 電子マットスイッチ ・ スイングドア ※光検スイッチ ・ 音波スイッチ ※遮断タイプ ※熱線スイッチ ・ 光電スイッチ ・ 遮断防止装置（適用箇所は建具表による）
⑰ 不要建具	かまち戸の増設 かまち ( ) 鉄板 ( ) ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（挿入等の裏面は除く） (建16 6 3) ・ 鳥の子 ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒドの放出量の等級 Fc0 (建16 6 2) ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) 及びパーティクルボード (建19 7 2) JISで定めるホルムアルデヒド放出量の等級 E0

⑱ ガラス	※建具表による [改5 12 2] ・ ガラスブロック 品質 JIS A5212によるもの 寸法 (mm) 色 調 パターン 耐火性能 ※クリア ※熱線反射 ※無し ・ 乳白 ※カラー ( ) ※有り
13 ガラスとめ材及び清	ガラスとめ材 [改5 12 2] [改表5 12 1] 部材の種類 材 種 アルミニウム製 ※シーリング材 ・ ガスケット (F1X 脚はシーリング材) 鋼製及び鋼製軽量 ※シーリング材 ステンレス製 ※シーリング材 ただし、防火戸は建築基準法に基づく耐火性能認定品とする。
14 ガラス用フィルム	※ガラスをはめ込む溝の大きさ [改5 12 3] 改修共仕 5. 12. 3 以外のアルミニウム製建具及びガラスの場合は (社) 日本建築学会 JASS17 ガラス工事「3. 1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督 職員に提出する。 名 称 種 類 張り面 性能値 ※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内張り ・ 外張り 飛散防止率 D1
15 重量シャッター	開閉機能 ※上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 [改5 9 2] [改表5 9 1] 耐風圧性能による区分 ・ 50 ・ 80 ・ 120 危険防止機構 不発作機構 ※図示 (建16 10 2) ・ 障害物感知装置 (自動閉鎖機) ・ シャッターの二段降下方式 一般重量シャッターのシャッターケース ※設ける ・ 設けない [改5 9 2]
16 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・ 上部電動式 (手動併用) [改5 10 2] [改表5 10 1] スラット 材質 ※塗装脱離面脱めつき鋼板 [改5 10 3] 形状 ※インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 [改5 10 4] ガイドレール等 ※鋼板製 ・ ステンレス製 SUS304 (厚さ1. 5 mm) [改5 10 2] 耐風圧性能による区分 ・ 50 ・ 65 ・ 80
17 オーバーヘッドドア	[改5 11 2~改5 11 4] [改表5 11 1] [改表5 11 2] セクション材 開閉方式 取組形式 ガイドレールの材質 ※スチールタイプ ※バランス式 ※スタンダード形 ※道徳的めつき鋼板 ・ アルミニウムタイプ ・ チェーン式 ・ ロード形 ※ステンレス鋼板 ・ ファイバーグラスタイプ ・ 電動式 ・ ハイリフト形 (SUS304) ・ パーチカル形 耐風圧性能による区分 ・ 50 ・ 75 ・ 100 ・ 125
18 その他の建具	・ エレベーターの防火、防護区域に使用する特殊建具等
19 かざ箱	市販品 形式 ※30 級用 ※60 級用 ※120 級用
20 防煙垂れ壁	・ 固定式 材 質 厚さ (mm) 高さ (mm) 備 考 ※網入り鋼板ガラス ※6 8 ※500 アルミ製付き ・ 網入り鋼板ガラス ・ 可動式 種 別 材 質 高さ (mm) 備 考 ・ 垂直降下式 (巻取り型) ※不燃性 (不燃認定品) ※600 ※固定式 (壁埋込型) ・ 可動式 (天井取付型) ・ 回転降下式 鋼板又はアルミ製 ※500 表面仕上げ ※天井材張り
	地下構 煙感知器連動及び自動開放装置 (押込型)
6 内装改修工事	① 改修範囲 既存壁の除去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [改6 1 3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井内の既存壁の除去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井の除去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示の範囲
	② 既存床の除去並びに 下地補修 ビニルシート等の除去 ※仕上げ材のみ（塗層剤とも） [改6 2 2] ・ 下地モルタルとも（※図示の範囲 - 除去範囲全て） 合成樹脂塗膜床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目貫工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の内装内
	③ 既存壁の除去並びに 下地補修 開口切替壁に伴う他の構造体の改修 [改6 3 2] [改4 4 9] ※図示 ・ モルタル塗り（厚り25mmを超える場合の補強 ※行う ・ 行わない）
4 木下地等	木材の品質 ※改修共仕 6. 5. 2による ・ 市販品 [改6 5 2] [改表6 5 3] 代用樹種 ※改修共仕 6. 5. 4による [改6 5 2] [改表6 5 4] ・ 代用樹種を適用しない箇所 ( ) 防蟻処理 ※行わない ・ 行う (箇所) (改6 6 2)

工事名 庁舎トイレ全面改修工事（鹿嶋消防署） 図面番号		
図面名 改修工事特記仕様書（建築）1 A-01		
縮尺 1/NOH	口付	



Table with 2 columns: Item (項目) and Remarks (特記事項). Contains specifications for various construction materials and methods, including floor coverings, wall treatments, and ceiling structures.

Table with 2 columns: Item (項目) and Remarks (特記事項). Contains specifications for electrical and plumbing work, including wiring, conduits, and pipe installations.

Table with 2 columns: Item (項目) and Remarks (特記事項). Contains specifications for fire safety and structural elements, including fire doors, fireproofing, and structural steel.

Table with 2 columns: Item (項目) and Remarks (特記事項). Contains specifications for interior finishing, including wall coverings, ceiling treatments, and lighting fixtures.

Table with 3 columns: Item (項目), Description (特記事項), and Reference (備考). Rows include items like 7 塗装改修工事, 8-1 耐震改修範囲以外の躯体改修工事, 8-2 耐震改修工事, 9 環境配慮(グリーン)改修工事, 10 その他, 11 コンクリートの種類及び強度, 12 普通コンクリート, 13 モルタル及びグラウト材, 14 無筋コンクリート, 15 鋼材, 16 スカラップ, 17 高力ボルト, 18 溶接部の試験, 19 既存コンクリート面の目直し, 20 施工確認試験.

Table with 3 columns: Item (項目), Description (特記事項), and Reference (備考). Rows include items like 19 あと施工アンカー材料, 16 あと施工アンカーの穿孔, 17 断熱材兼用型枠, 8-2 耐震改修工事, 9 環境配慮(グリーン)改修工事, 10 その他, V 工事の運営, 1 提出書類.

Table with 3 columns: Item (項目), Description (特記事項), and Reference (備考). Rows include 2 提出書類リスト, 3 現場代理人 監理技術者など, 4 提出書類リスト (listing various documents like 1 発工届, 2 現場代理人委任届, etc.), 5 工事期間中, 6 竣工後.

Table with 3 columns: Item (項目), Description (特記事項), and Reference (備考). Rows include VI 補足追記 (室内空気汚染対策), VII 同等品リスト (listing products like トイレブース, メラミン化粧板, etc.), and VIII 同等品リスト.



1. 工事名称	工事名称 5庁舎トイレ全面改修工事(鹿嶋消防署)	建築主 鹿嶋地方事務組合 管理者 石田 進
	建設地 (地名地番) 茨城県鹿嶋市宮中中町附4623-1	神栖市居切660番地3 tel 0299-90-1186
	主要用途 消防署(事務所)	
	工事種別 新築・増築・別棟増築・改装・改修(大規模の修繕)・室内装飾 用途変更(大規模の模様替)・仮設建築・解体・移設・移転・その他	工期 着工 竣工

2. 敷地状況	敷地面積 公簿 実測 4324.985㎡	建築率 基準建築率 60 % 容積率 基準容積率 200 %
	用途地域 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域・工業専用地域・指定なし	日影制限
	防火地域 防火地域・準防火地域・指定なし・特定行政庁の指定地域	
	その他の地域地区 都市計画区域内・都市計画区域外・市街化区域・市街化調整区域・特別工業地区・特別用途地区・美観地区・再開発事業区域・特定街区・改良地区・文教地区(第一種) 風致地区(第一種)・高度地区(第一種)・駐車場整備地区・電波伝送障害防止地区・多雪地区・災害危険地区・緑地地区・土地区画整理事業地区・宅地造成工事規制区域 国立公園・国定公園・河川敷・その他( )	

3. 構造・規模	構造 SRC造・RC造・PC造・鉄骨造・軽量鉄骨造・組積造・木造・その他( )	階数 (B) (F-2) (P)
	構造形式 ラーメン・壁・立体トラス・シェル・折版・その他( )	最高高さ 9.6 m
	基礎 地盤支持(ベタ・布・独立) その他( ) 杭支持(RC杭・PC杭)・アースドリル・ペント・深礎・その他( )	最高軒高 6.95 m
	増築予定 なし	その他

4. 面積	申請部分	申請以外の部分	合計	建築率・容積率	その他(ピロティール・バルコニー等)
建築面積		709.63㎡	709.63㎡	16.4% ≤ 60%	
延床面積		1,006.6㎡	1,006.6㎡	23.3% ≤ 200%	

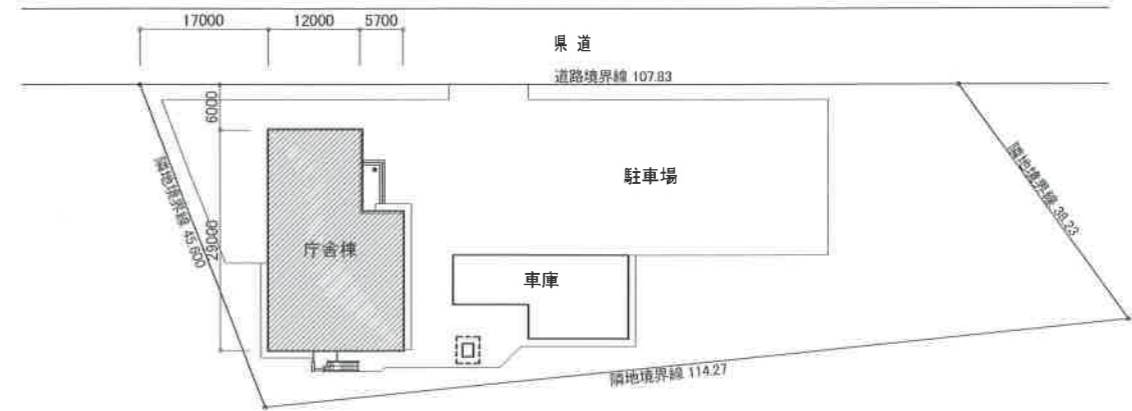
5. 外部仕上(工事対象外)	外部	軒天
	屋根	
	外壁	基礎立上り 開口部

6. 外部金物(工事対象外)	材質・寸法	防錆・仕上	取付場所	数量	材質・寸法	防錆・仕上	取付場所	数量

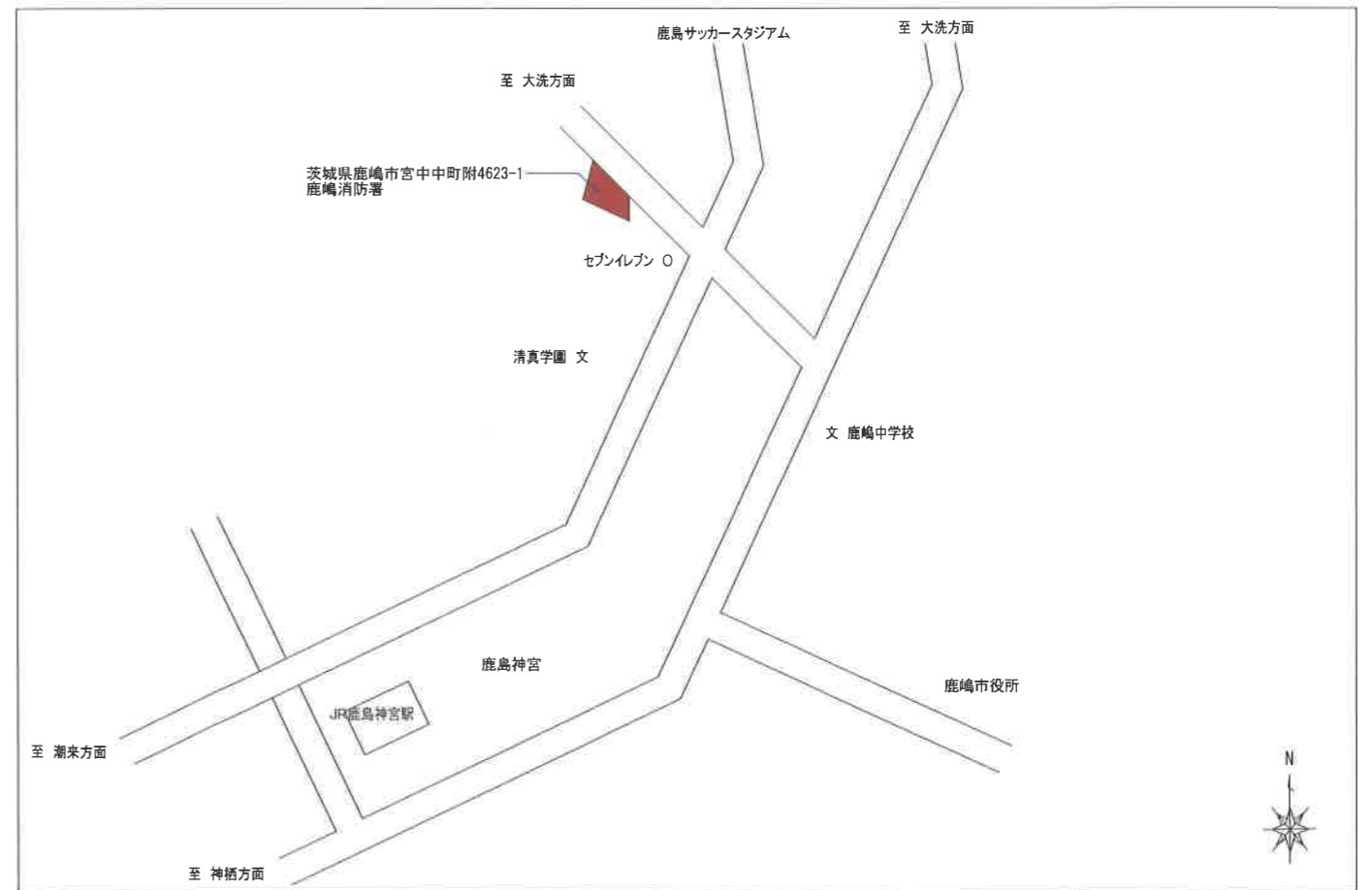
7. 内部仕上(改修室)	室名	床	巾木・H	腰壁・壁	天井	CH・廻り縁	備考
男子便所	改修	複層ビニル床シートFS 厚2.5	SUS複合巾木 H=60 不陸調整タイプ	メラミンフェノール樹脂化粧板 厚3.0	化粧石膏ボード 厚9.5 張り	2,430 アルミ製	ブース:メラミンフェノール樹脂 厚16
	現況	ポリコン モザイクタイル貼		100角半磁器タイル貼	フレキシブルボードAEPスタイプル	2,500 塩ビ製	ブース:ポリ合板フラッシュ厚40
女子便所	改修	改修無し		化粧石膏ボード 厚9.5 張り	2,500 アルミ製	ブース:メラミンフェノール樹脂 厚16	
	現況	ポリコン モザイクタイル貼		100角半磁器タイル貼	フレキシブルボードAEPスタイプル	2,500 塩ビ製	ブース:ポリ合板フラッシュ厚40
2階便所	改修	複層ビニル床シートFS 厚2.5	SUS複合巾木 H=60 不陸調整タイプ	メラミンフェノール樹脂化粧板 厚3.0	塗装改修(AEPスタイプル)	2,500 改修無し	ブース:メラミンフェノール樹脂 厚16
	現況	ポリコン モザイクタイル貼		100角半磁器タイル貼	フレキシブルボードAEPスタイプル	2,500 塩ビ製	ブース:ポリ合板フラッシュ厚40

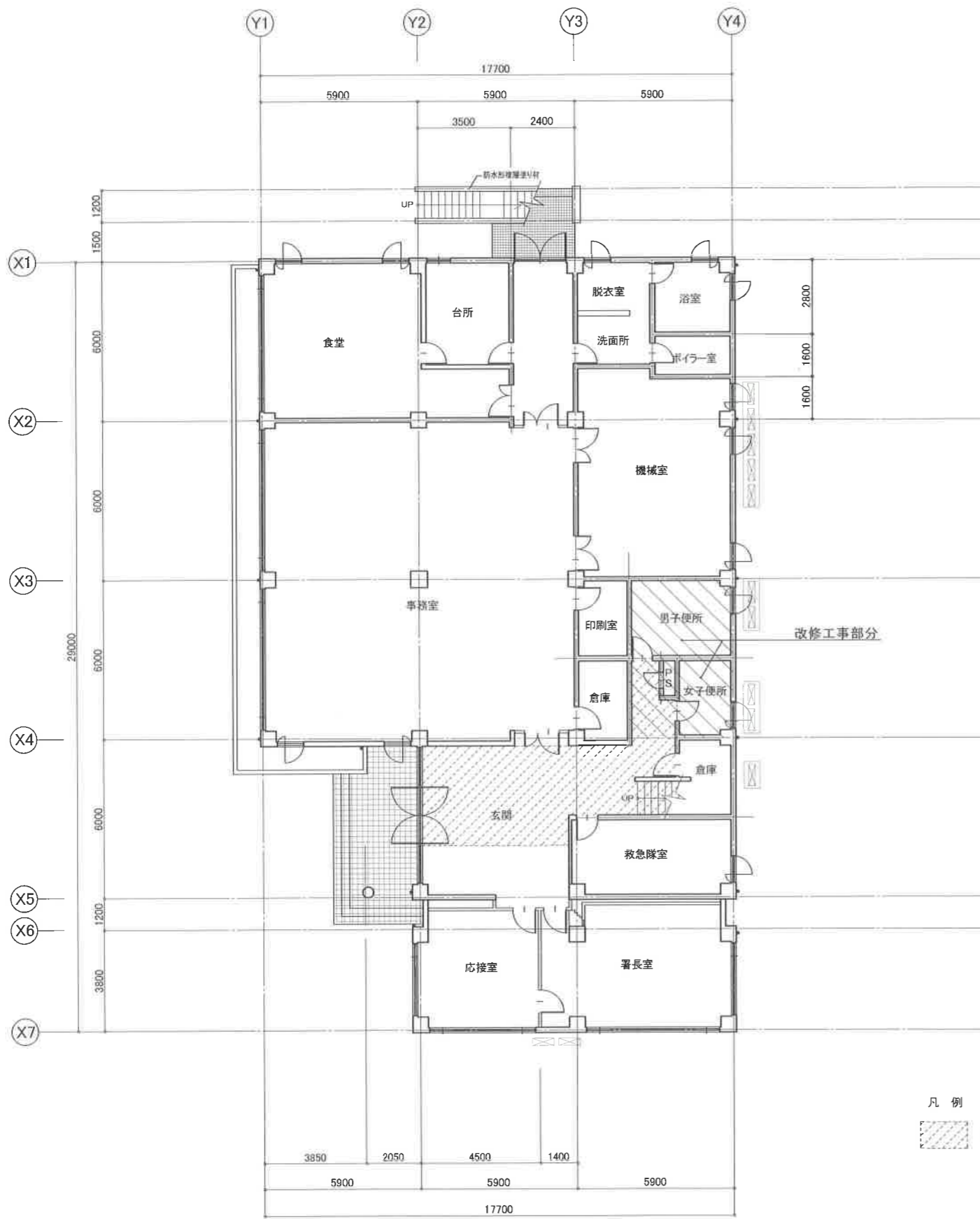
※記載事項は概略とし詳細は「A-06」図に記載する。 ※使用建築材料には石綿等の有害物質を添加した材料を使用しない。

8. 配置図 A1版 S=1/500 A3版 S=1/1000

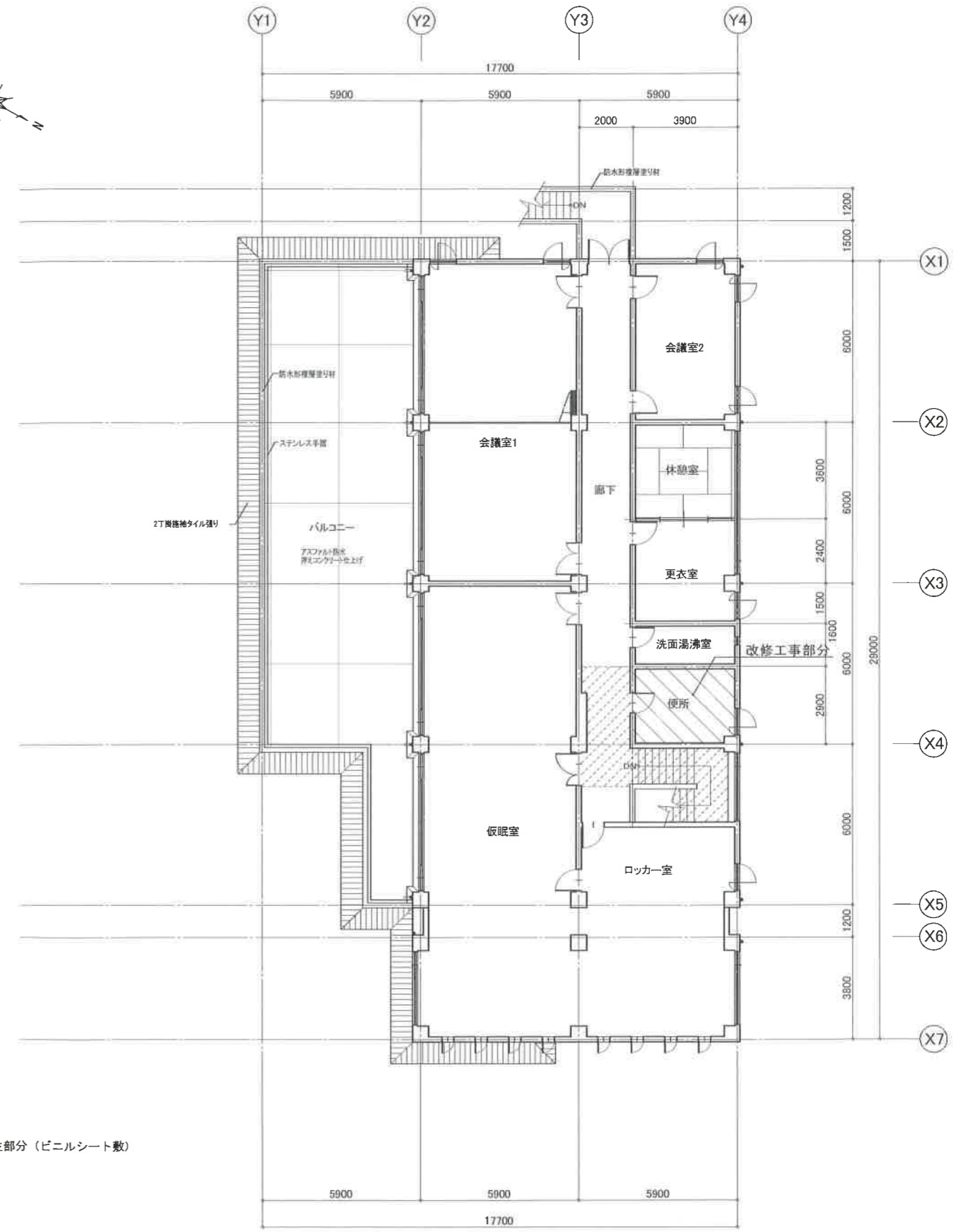
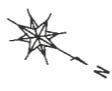


9. 付近見取図






(現況)1階平面図 S=1/100  
(縮小A3版: 1/200)

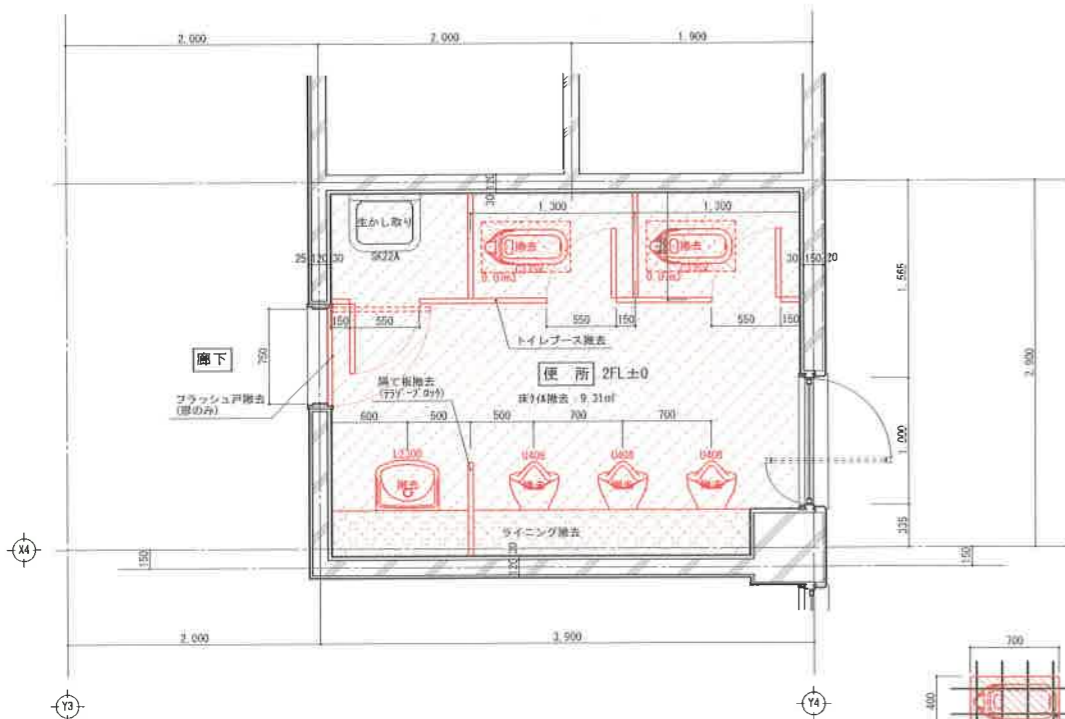


(現況)2階平面図 S=1/100  
(縮小A3版: 1/200)

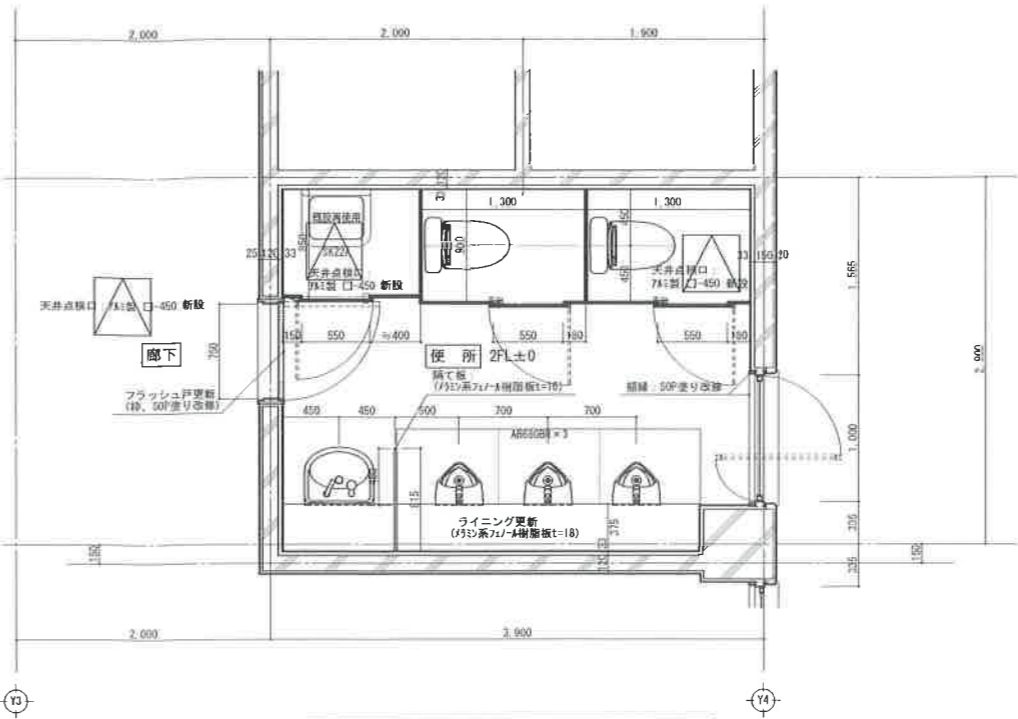
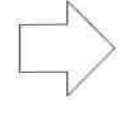
凡例  
 床養生部分 (ビニルシート敷)

工事名		庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図面番号	A-05
図面名		現況1階・2階平面図 (仮設計画平面図兼用)		日付	
縮尺		1/100 (縮小A3版: 1/200)			

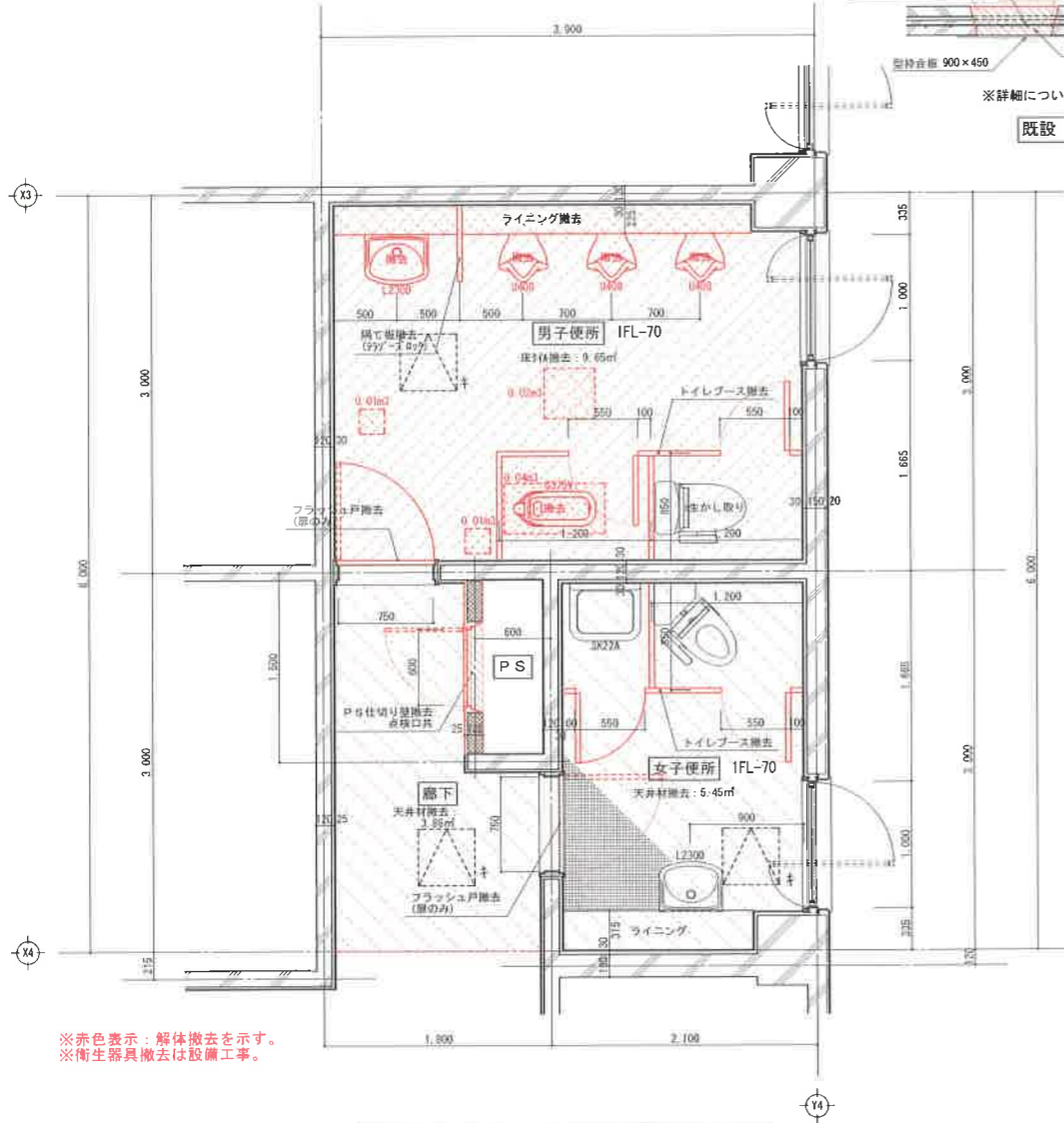
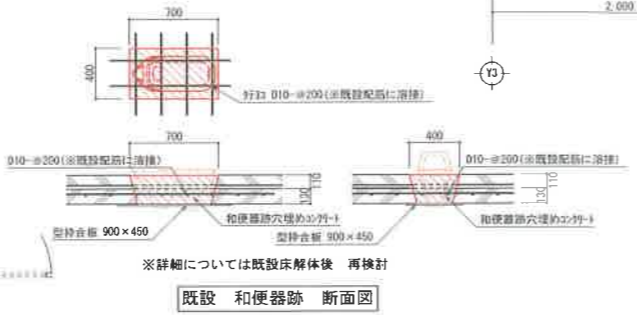




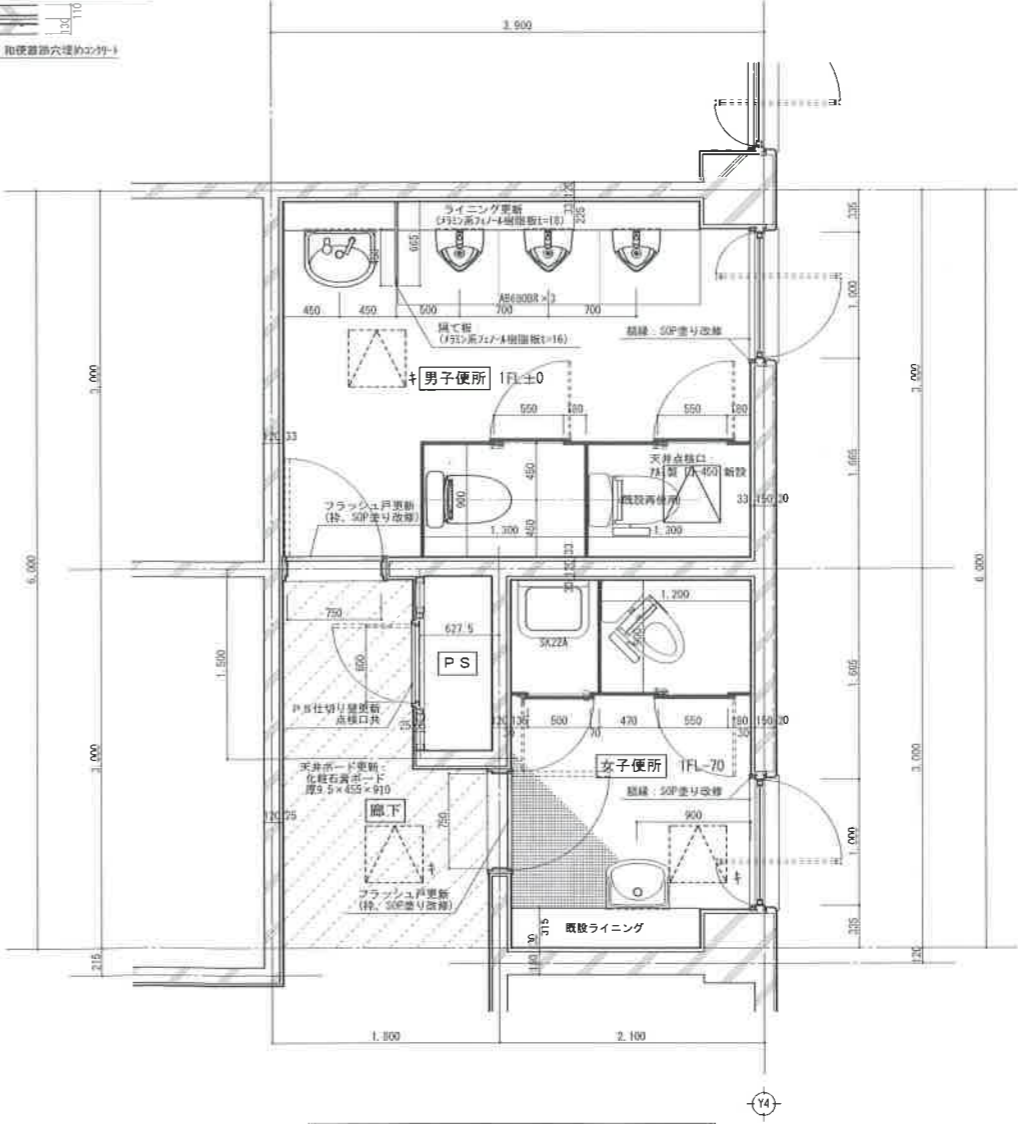
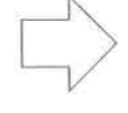
現況・2階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用) (縮小A3版: 1/60)



改修・2階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(縮小A3版: 1/60)

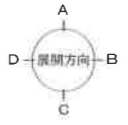


現況・1階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用) (縮小A3版: 1/60)



改修・1階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(縮小A3版: 1/60)

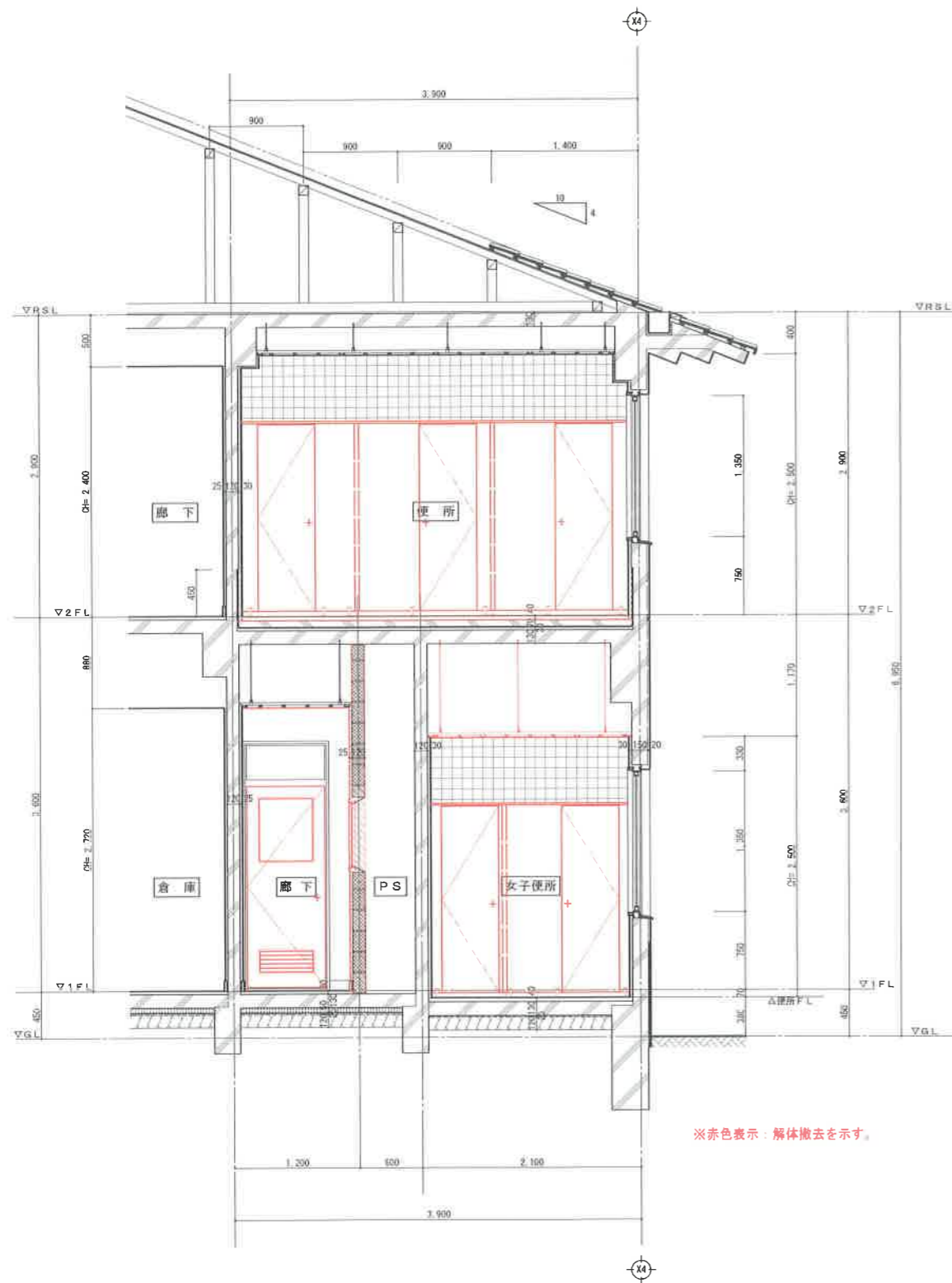
床	ビニル床シート張り(無地・厚2.5) モルタル金ゴテ 厚30 下地 小便器下: 汚板AB680BR	
巾木	SUS複合巾木 不陸調整タイプ	H 60
壁	抗菌メラミン化粧板 厚3.0 ジョイナー貼り 既存タイル面 接着剤直張り	
天井	既存7&#246;製 網「ド」面: AEP7&#246;製 塗装改修	CH 2,500
備考	天井点検口: 7&#246;製 口-450 (新設×2) ライニング部: 天板・メラミン系フェノール樹脂板 厚18 前板・メラミン系フェノール樹脂板 厚6 耐水合板 厚12 下張り 軽量鉄骨壁下地(65形)組 出入口ドア枠・サッシ一部顔縁: SOP塗り改修 出入口ドア扉: ポリ合板フラッシュ戸(種・ガラリ付)更新 トイレブース: 抗菌メラミン系フェノール樹脂板 同等	



床	ビニル床シート張り(無地・厚2.5) 増し打ちコンクリート厚100-発仕上下地 小便器下: 汚板AB680BR	
巾木	SUS複合巾木 不陸調整タイプ	H 60
壁	抗菌メラミン化粧板 厚3.0 ジョイナー貼り 既存タイル面 接着剤直張り	
天井	化粧石膏ボード 厚9.5×455×910 張り 軽量鉄骨天井下地(19形) @225 直張り	CH 2,430
備考	天井点検口: 7&#246;製 口-450 (新設×1、既存再使用×1) ライニング部: 天板・メラミン系フェノール樹脂板 厚18 前板・メラミン系フェノール樹脂板 厚6 耐水合板 厚12 下張り 軽量鉄骨壁下地(65形)組 出入口ドア枠・サッシ一部顔縁: SOP塗り改修 出入口ドア扉: ポリ合板フラッシュ戸(種・ガラリ付)更新 トイレブース: 抗菌メラミン系フェノール樹脂板 同等	

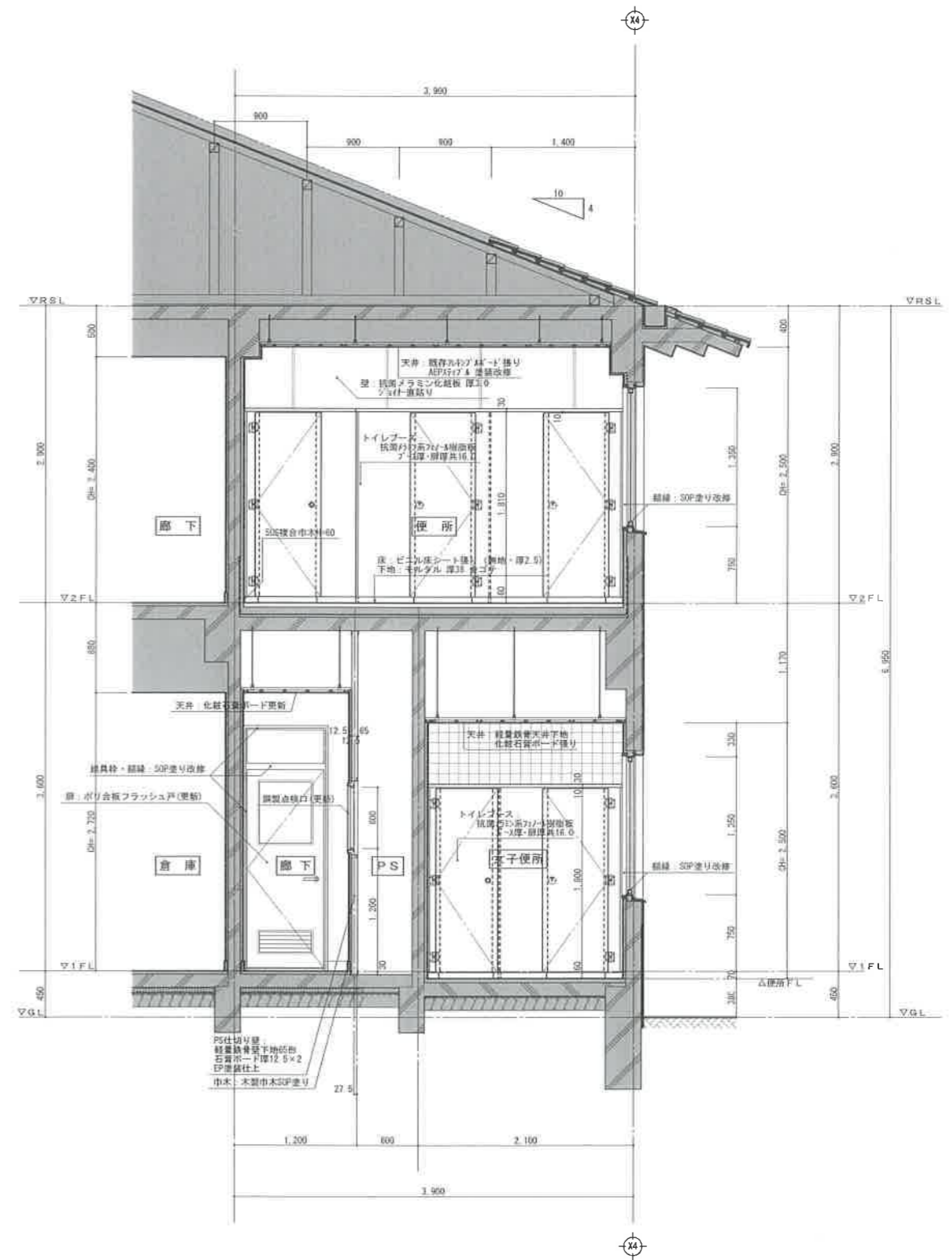
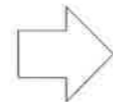
床	床改修無し(既存のまま)	
巾木	巾木無し	H
壁	壁改修無し(既存のまま)	
天井	化粧石膏ボード 厚9.5×455×910 張り 軽量鉄骨天井下地(19形) @225 直張り	CH 2,500
備考	天井点検口: 7&#246;製 口-450 (既存再使用×1) 出入口ドア枠・サッシ一部顔縁: SOP塗り改修 出入口ドア扉: ポリ合板フラッシュ戸(種・ガラリ付)更新 トイレブース: 抗菌メラミン系フェノール樹脂板 同等	

床	P.S部: 床改修無し(既存のまま) 廊下部: 床改修無し(既存のまま)	
巾木	廊下部: 木製巾木 SOP塗り	H 100
仕切り壁	石膏ボード厚12.5二重張り EP塗装仕上 軸組: 軽量鉄骨壁下地65形	
天井	廊下部: 化粧石膏ボード 厚9.5×455×910 張り 軽量鉄骨天井下地(19形) @225 直張り	CH 2,720
備考	天井点検口: 7&#246;製 口-450 (既存再使用×1) 点検扉: 鋼製 SOP塗り仕上	



※赤色表示：解体撤去を示す。

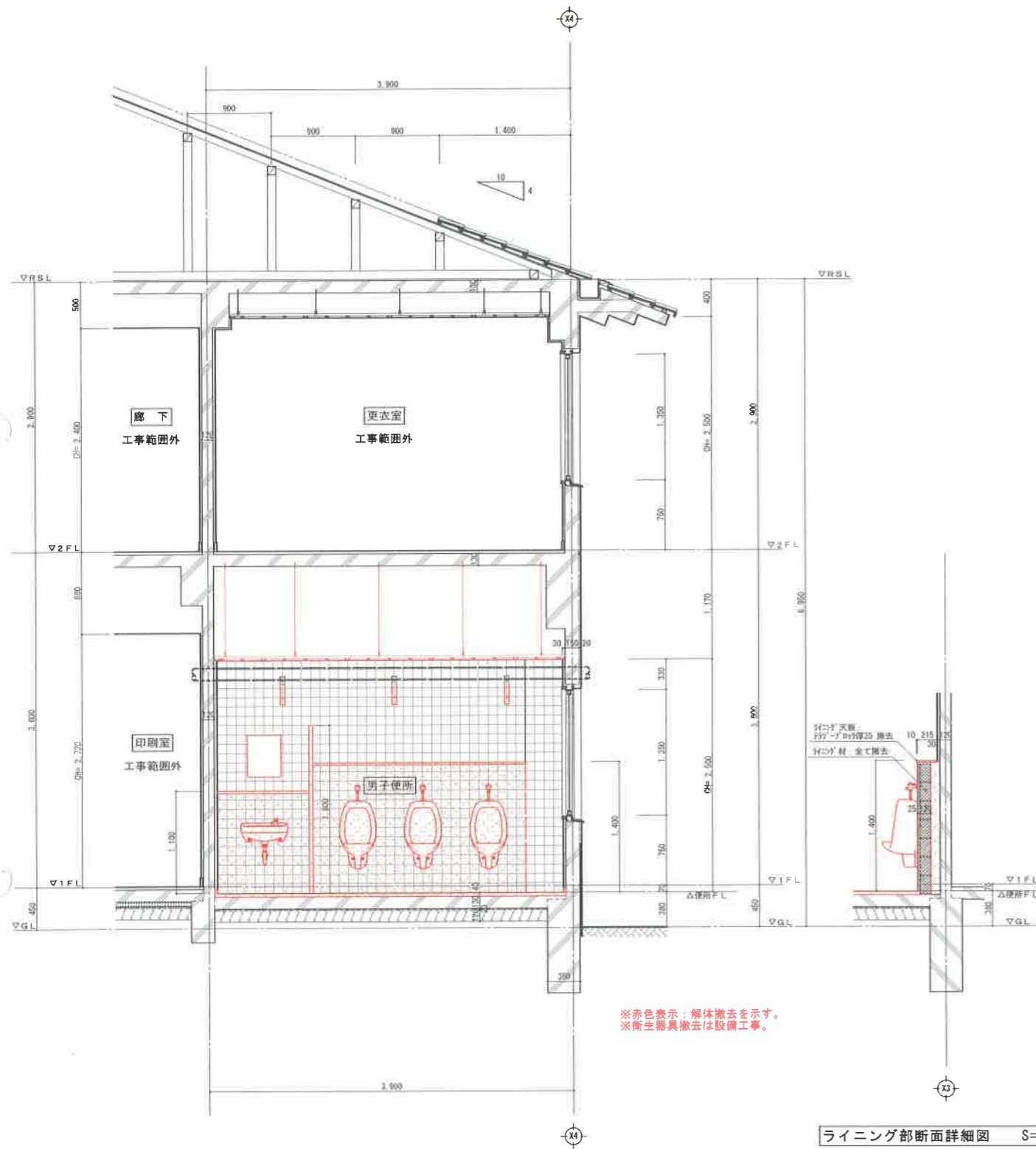
現況・便所周り断面詳細図1 S=1/30  
(撤去図兼用) (縮小A3版: 1/60)



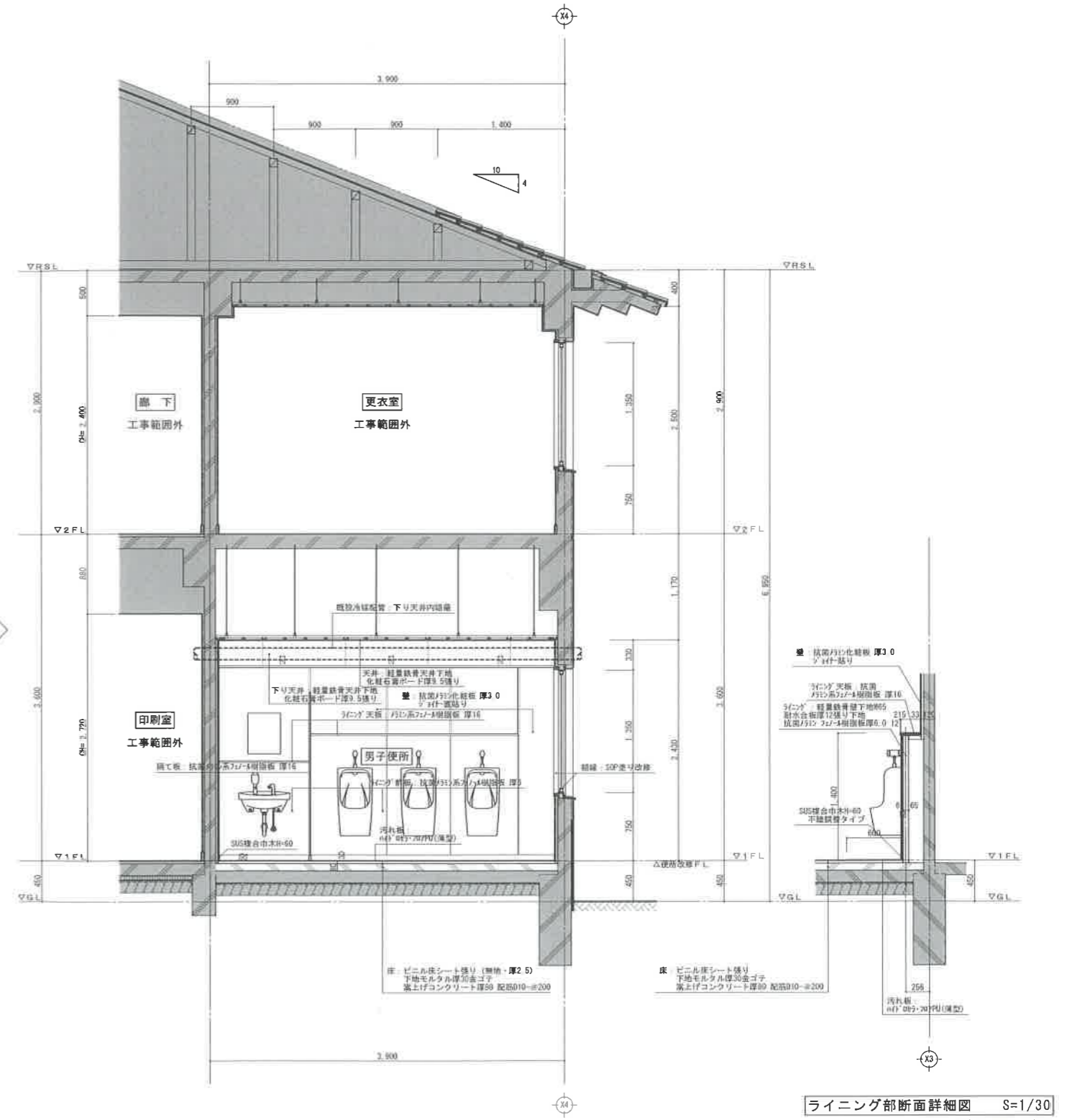
改修・便所周り断面詳細図1 S=1/30  
(縮小A3版: 1/60)

工 事 名		庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図面番号
図 面 名		現況・改修 便所周り断面詳細図1		A-07
縮 尺		1/30 (縮小A3版: 1/60)	日付	



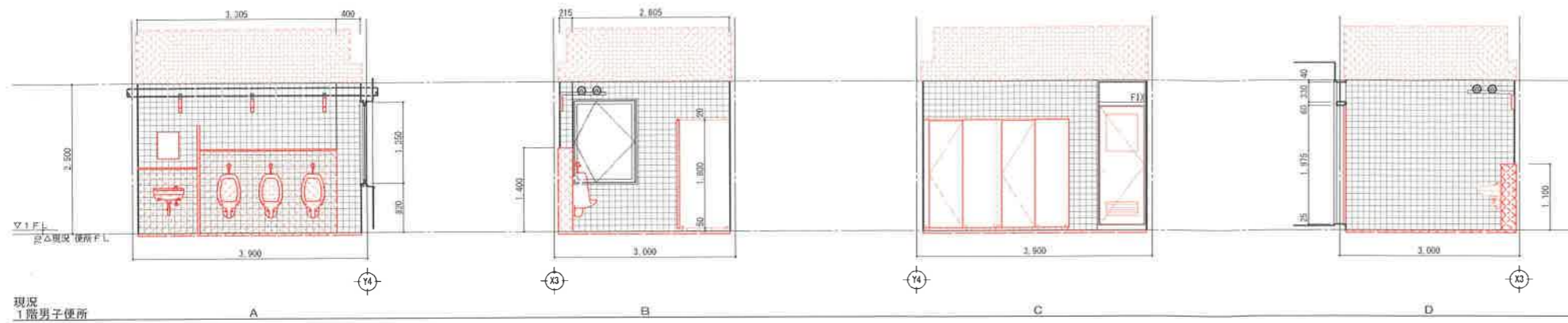


現況・便所周り断面詳細図2 S=1/30  
(撤去図兼用) (縮小A3版: 1/60)

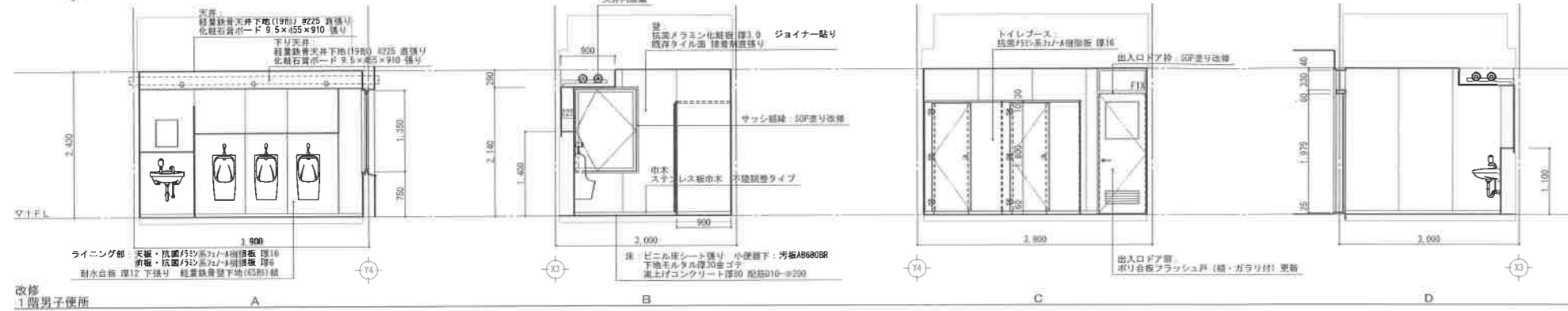


改修・便所周り断面詳細図2 S=1/30  
(縮小A3版: 1/60)

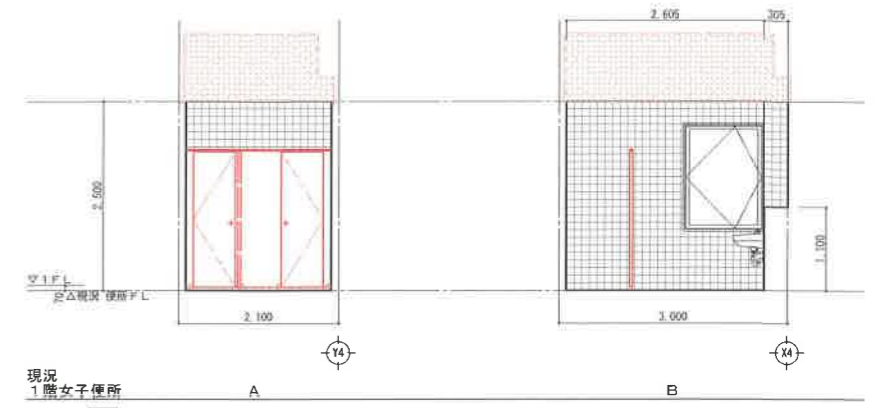
工事名		庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図面番号	A-08
図面名		現況・改修 便所周り断面詳細図2			
縮尺	1/30 (縮小A3版: 1/60)	日付			



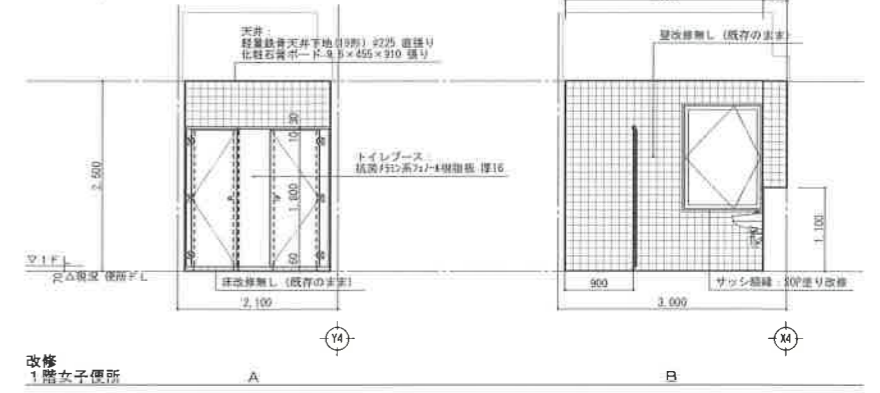
現況  
1階男子便所



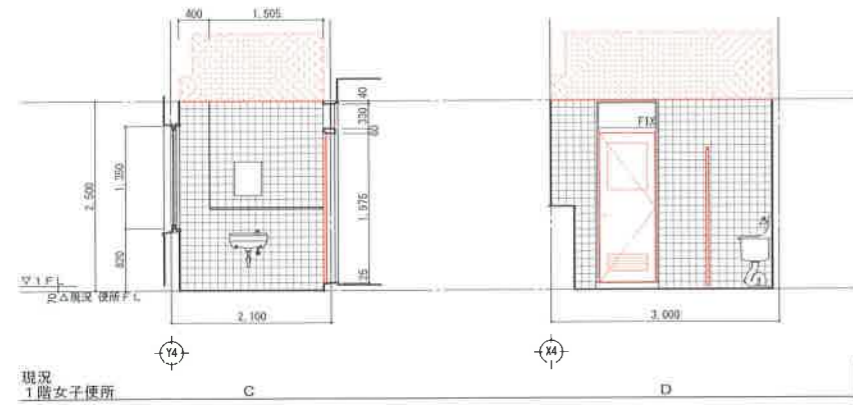
改修  
1階男子便所



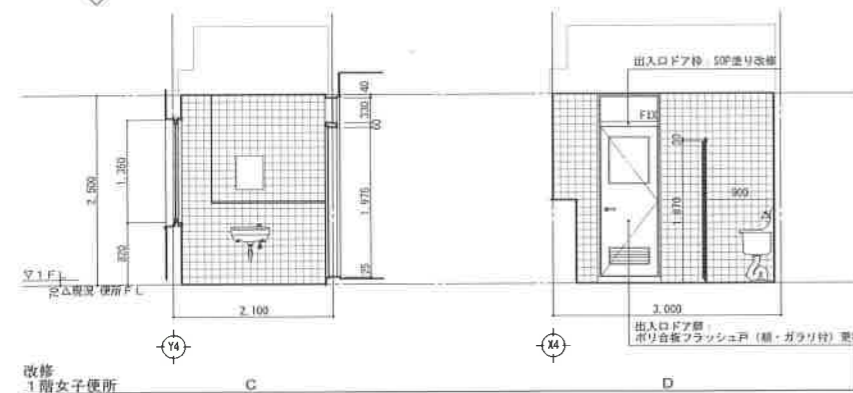
現況  
1階女子便所



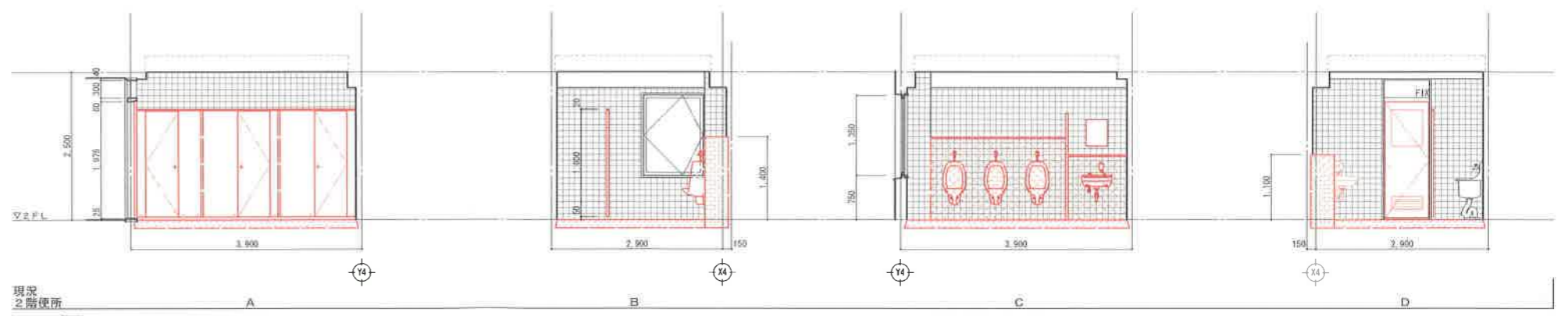
改修  
1階女子便所



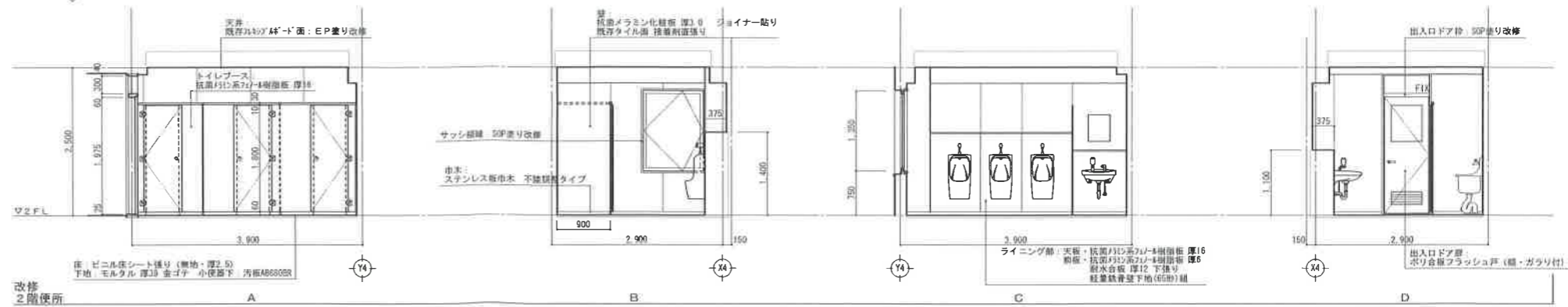
現況  
1階女子便所



改修  
1階女子便所



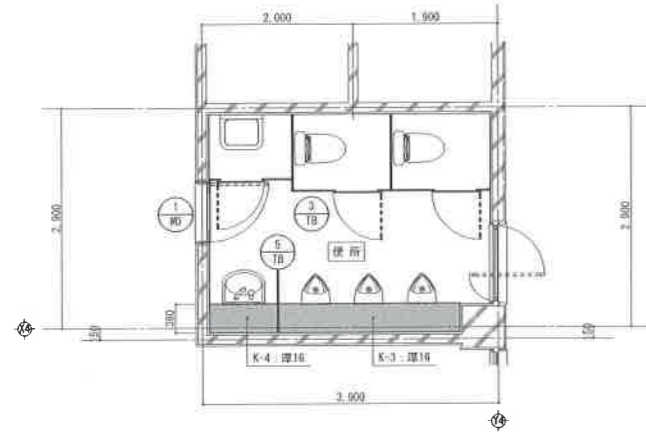
現況  
2階便所



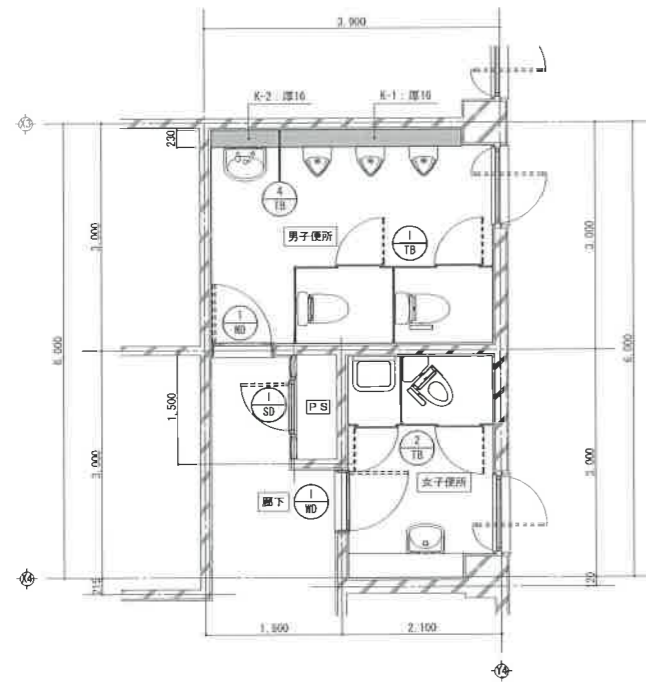
改修  
2階便所

工事名		庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図番	A-09
図名		現況・改修 便所周り展開図		縮尺	1/50 (縮小A3版: 1/100)
縮尺		1/50 (縮小A3版: 1/100)		日付	





改修建具・2階キープラン S=1/50  
(縮小A3版: 1/100)



改修建具・1階キープラン S=1/50  
(縮小A3版: 1/100)

記号	室名 個所	① 1男	トイレ各室 3個所	③ 1男	1階廊下 (P.S.) 1個所
図面					
形式		※建具寸法は原寸により決定する。 扉・ガラリ付 片開き木製フラッシュドア 扉厚 40		片開き鋼製点検口 扉厚25 (枠見込60)	
ガラス		学校用強化ガラス (型G5A) F-4		溶融遮熱メッキ鋼板・枠 (厚) 板厚1.2ミリ カチオン電着塗装	
仕上		ポリエステル化粧合板		平面ハンドル・戸当りゴム・旗丁番・ケルソド&本脚錠	
金物・付属品		丁番×3・レバーハンドル錠・ドアローゼー・戸当り		平面ハンドル・戸当りゴム・旗丁番・ケルソド&本脚錠	
備考		ドア枠: 既設再使用、SOP塗り改修			
記号	室名 個所	① 1男	1階男子便所 1個所	② 1女	1階女子便所 1個所
図面					
形式		トイレブースユニット (2ブース) 建具見込 16		トイレブースユニット (2ブース) 建具見込 16	
ガラス		-		-	
仕上		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板	
金物・付属品		ラバトリー金具一式 (表示器付きラッチ錠、丁番、戸当り)、他		ラバトリー金具一式 (表示器付きラッチ錠、丁番、戸当り)、他	
備考		巾木タイプ H=60 (SUS製)、笠木 30×30 (SUS製)		巾木タイプ H=60 (SUS製)、笠木 30×30 (SUS製)	
記号	室名 個所	③ 1男	2階便所 1個所	④ 1男	2階便所 1個所
図面					
形式		トイレブースユニット (3ブース) 建具見込 16		手洗い器の小便器間 隔て板 板厚 16	
ガラス		-		-	
仕上		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板	
金物・付属品		ラバトリー金具一式 (表示器付きラッチ錠、丁番、戸当り)、他		ステンレス巾木、壁レール、他	
備考		巾木タイプ H=60 (SUS製)、笠木 30×30 (SUS製)		巾木タイプ H=60 (SUS製)	
記号	室名 個所	① 1男	1階男子便所 各1枚	② 1男	2階便所 各1個所
図面					
形式		ライニング 天板 板厚 16		ライニング 前板 板厚 6	
ガラス		-		-	
仕上		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板	
金物・付属品		-		-	
備考		※寸法は実測にて決定する。 軽量鉄骨壁下地 (65形) 組、耐水合板 厚12 下張り		※寸法は実測にて決定する。 軽量鉄骨壁下地 (65形) 組、耐水合板 厚12 下張り	
記号	室名 個所	① 1男	1階男子便所 各1個所	② 1男	2階便所 各1個所
図面					
形式		ライニング 前板 板厚 6		ライニング 前板 板厚 6	
ガラス		-		-	
仕上		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板		抗菌メラミン樹脂 (芯材: フェノール樹脂) 板	
金物・付属品		-		-	
備考		※寸法は実測にて決定する。 軽量鉄骨壁下地 (65形) 組、耐水合板 厚12 下張り		※寸法は実測にて決定する。 軽量鉄骨壁下地 (65形) 組、耐水合板 厚12 下張り	

令和5年度庁舎トイレ全面改修工事（鹿嶋消防署）  
特記仕様書（電気設備工事）

I 工事概要  
1 工事場所  
茨城県鹿嶋市宮中町附4623-1  
2 建物概要等  
敷地面積：4,324.985㎡ 延床面積：1,006.60㎡ 規模：RC造 地上2階 PHO階  
3 工事種目（主な改修内容、範囲、及び建物概要規模等）  
・トイレ全面改修工事に関する電気設備改修工事一式  
電灯コンセント設備改修工事・電灯コンセント設備撤去工事

II 電気設備工事仕様  
1. 共通事項  
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は次による。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準仕様書」という。）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準図」という。）  
2. 特記事項  
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
(2) 特記事項で※印、○印、・印のある場合の適用は、下記による。  
○印の付いたものを適用する。  
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。  
・印のついたものは適用しない。  
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。  
(4) 建築工事、機械設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

III 特記仕様

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 技術者等	建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者（主任技術者、監理技術者・専門技術者）を選定する。
	② 施工従事者	次の職種別施工従事者を適用する。 ○電気工事士 ・消防設備士 ・電気通信工事担任者 ・施工管理技士 ・特殊電気工事資格者
	③ 工事実績情報の登録 (CORINS)	※適用する (付記事項参照)
	④ 設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)標準仕様書及び改修標準仕様書
	⑤ 機材	(1) 本工事に使用する機材等は、別紙電気設備機材等一覧表（茨城県土木部営繕課作成）によるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、（社）公共建築協会発行「設備機材等品質性能評価名簿」による。 (2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 (3) 国等による環境物品等の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、県が定める「特定調達品目」について、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。 (4) 上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合においては、その優先使用に努めるものとする。
	⑥ 機材等の検査	機材は種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な機材については、監督職員の承諾を受けて検査を省略することができる。
	⑦ 機材の試験	設計図面に定められた場合、又は試験によらなければ設計図面に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、JIS、JEC、JEM等に定めのある場合は、これによる。試験完了後、試験成績表を監督職員に提出する。監督職員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。
	⑧ 建設発生土の処理等	・構内適正処理（・構内の指示する場所に敷き均し ・構内の指示する場所にたい積） ・構外搬出適正処理
	⑨ 発生材の処理等	・引き渡しを要するもの（ ） (I.1.13) ○構外搬出とし、関係法令に準拠し適切に処理し、監督職員に報告する。 ※産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に運搬車である旨の表示をし、関係書類を携帯する。 ※撤去した照明器具の安定器は、PCBを含まないことを確認のうえ、処理する。 ・再生資源化するもの ・蛍光灯 ・電線ケーブル ・配電盤 ・その他（ ）
	⑩ 下請負人通知	建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請負人通知書1部を、締結日と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請け契約に係るものは、契約締結の日から10日以内に提出するものとする。
	11. 監督職員事務所	※設けない ・設ける（号）、注（号）は建築工事共通仕様書による。
	⑫ 官公署その他への手続き	工事の施工に必要な官公署及びその他への手続きは、速やかに行う。
	⑬ 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

14. 提出書類

1 一般共通事項

建設業法等で規定された関係書類のほか、下記の書類を提出する。  
○ 工事カルテ (CORINS) 受領書の写し  
※ 火災保険等に加入したことを証明できる書類  
○ 建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書  
○ 実施工程表  
○ 施工計画書  
○ 施工体系図 (施工体制台帳の有無に関わらず作成)  
○ 施工図 (監督職員との協議により作成)  
○ 使用機材メーカー一覧表  
○ 機器製作図  
○ 産業廃棄物処理関係書類 (処理フロー図(種類、数量)、マニフェストの写し、委託契約書の写し、許可証の写し、運搬経路図、運搬車両一覧表、写真(積込、運搬中、荷下状況))  
・ 建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票  
※ 工事写真  
・ 電子納品（「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による。）  
・ 取り方は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（建築設備編）」を参照  
※ 完成写真 (A4版台紙)  
※ 完成図  
・ 原図 1部  
・ 青焼(白焼)製本 1部  
○ 縮小版(A3)製本 ○ 2部 ・ 3部  
完成図の原図サイズ ○ A1 ・ A2  
○ CD-R  
完成図面、金抜内訳書、完成写真、申請書類、保証書等を収録。  
詳細は「茨城県 完成図書(図面・内訳書)CD化仕様書」による。  
※ 完成図書 A4ファイルに下記書類を綴じる  
1. 使用機材メーカー一覧表  
2. 施工従事者資格証の写し  
3. 官公署等届出書の写し  
4. 機器完成図、検査合格証、取扱説明書  
5. 機器の設計及び施工に関する計算書  
6. 機器の社内検査成績表  
7. 現地試験成績表 付表1  
8. 電気設備工事チェックリスト (社)茨城県電設業協会  
・ 維持保全に関する資料 部  
・ その他 監督職員が必要と認め、指示した書類。

付表1 現地試験成績表

電灯・動力設備工事	電圧測定表(分電盤等) 絶縁抵抗測定表 接地抵抗測定表 照度測定表 コンセント極性試験表 相回転測定表 シーケンス試験
受電設備工事	耐電圧試験表 絶縁抵抗測定表 接地抵抗測定表 絶縁器特性試験表 シーケンス試験 発電設備試験表
発電設備工事	構内情報通信網設備(LAN)工事 構内交換設備(電話)工事 テレビ・ラジオ電界強度測定表 画質評価写真 消防設備試験表
自動火災報知設備工事	防火戸自動閉鎖試験表
自動閉鎖設備工事	監督職員の指示

本工事に必要な工事用電力、用水その他の費用は全て請負者の負担とする。

(1) 鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強 ・本工事 ※ 別途  
(2) 埋め込み照明器具天井切り込み及び補強 ・本工事 ※ 別途  
(3) 開口部補強(分電盤、端子盤等) ・本工事 ※ 別途  
(4) 点検口 ・本工事 ※ 別途  
(5) 自動火災報知設備の総合盤箱体 (ただし、消火栓箱組み込みの場合) ・本工事 ※ 別途  
(6) 換気扇 ・本工事 ※ 別途  
(7) 防火シャッター自動閉鎖装置 ・本工事 ※ 別途  
(8) 防火扉自動閉鎖装置(リリース) ・本工事 ※ 別途  
(9) 電気室、発電機室等のビット ・本工事 ※ 別途

2 施工共通事項

① 配管の支持  
管の支持間隔は、金属管2m以下、P.F管1m以下、合成樹脂管1.5m以下とする。(2.2.3)(2.3.3)(2.4.3)

② 管の接続  
管相互の接続はカップリング又はねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを行う。また、管とボックス、分電盤等との接続がねじ込みによらないものには内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け、管端にはプッシングを設ける。

③ 金属管の接地  
配管とボックス、配分電盤、プルボックスの間にボンディングを行い、電気的に接続する。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸形露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックス等に接続される箇所は省略してもよい。ボンディング線の太さは、配線用遮断器定格電流100A以下は2.0mm<sup>2</sup>以上、225A以下は5.5mm<sup>2</sup>以上、600A以下は14mm<sup>2</sup>以上とする。

④ 他配管との離隔  
金属管、ダクト、ケーブルは水道管、ガス管と接触しないように施設する。  
分電盤及び端子盤から天井裏まで空配管25mm相当を2本立ち上げる。  
空配管には呼び線(1.2mmビニール被覆鉄線)を入れる。  
管及びボックスは型枠取外し後、速やかに清掃を行う。

⑤ 空配管  
⑥ 呼び線  
⑦ 配管の清掃  
⑧ プレート  
⑨ 回路番号

2 施工共通事項

10. 配管の塗装  
金属管露出配管は指定色塗装とする。(塗装工程参照)  
1. エッチングプライマー処理 1回  
2. 調合ペイント (JIS K 5516合成樹脂調合ペイント) 2回  
※屋内の施工に使用する塗料は、ホルムアルデヒド等放散量区分F☆☆☆☆とする。

⑬ ケーブルの敷設

1. ケーブルラック配線  
水平部では3m以下、垂直部では1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラック水平部の配線及び二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線はこの限りでない。  
電力ケーブルは積重ねを行ってならない。ただし、単心ケーブルの積重ね及び分電盤2次側のケーブルはこの限りでない。  
ケーブルを積重ねる場合は、許容電流については必要な補正を行い、積重ね高さは、ケーブルラックの高さを超えないものとする。  
2. 保護管(金属線びを含む)への敷設  
垂直に敷設する管路内のケーブルは、支持間隔を6m以下として固定する。  
3. 金属トランプへの敷設  
ケーブルは、整然と並び、垂直部では1.5m以下の間隔ごとにケーブル支持物に固定する。  
電力ケーブルは、積重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの積重ね及び分電盤2次側のケーブルはこの限りでない。  
ケーブルを積重ねる場合は、許容電流については必要な補正を行い、積重ね高さは、0.1mを超えないものとする。  
4. ちょう架配線  
径間は15m以下とする。  
ちょう架は、ケーブルに適合するハンガ、バインド線、金属テープ等によりちょう架し、支持間隔は0.5m以下とする。  
5. 二重天井内配線  
ケーブルを支持して敷設する場合、支持間隔を2m以下とする。  
ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。  
ケーブルを支持せしめるところが配線とする場合は、天井下地材及び天井材には、ケーブルによる過度の荷重をかけないものとし、ケーブルは、その被覆を天井下地材、天井材等で損傷しないように、整然と敷設する。  
弱電線と接触しないように敷設する。  
水管、ガス管、ダクト等と接触しないように敷設する。  
6. 二重床内配線  
ころがし配線とする  
ケーブルの接続場所は、上部の床が開閉可能な場所とし、床から接続場所が確認できるマーキングを施す。  
弱電線と接触しないようセパレータ等で処置を施す。  
7. 垂直ケーブル配線  
つり方式は、フーリングアイ方式又はワイヤグリップ方式とする。  
ケーブル及びその支持部分の安全率は、4以上とする。  
各階ごとに止め支持を施す。  
ワイヤグリップ方式の支持間隔は、6m以下とする。  
8. 造営材内配線  
ケーブルを造営材に沿わせて敷設する場合の支持間隔は、下表のとおりとし、ケーブル支持材は、ケーブル及びその敷設場所に適合するサドル、ステップ等を使用する。

敷設区分		支持間隔 (m)
造営材の側面又は下面において水平方向に敷設するもの	人が触れるおそれがあるもの	1以下
造営材の側面又は下面において水平方向に敷設するもの	人が触れないもの	1以下
その他の場所		2以下
ケーブル相互並びにケーブルとボックス及び器具との接続箇所		接続箇所から0.3以下

ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では2m以下、アルミ製では1.5m以下とする。(2.10.2)(2.12.5)

12. ケーブルラックの敷設

13. ケーブルの余長  
地中配線(高圧・低圧)のケーブルは、要所、引込口及び引出口近くのマンホール、ハンドホール内で余裕をもたせる。(2.12.4)

14. 標識シート (埋設シート)  
地中配線(高圧・低圧・弱電)には折り込み式の標識シートを地表下0.3m~0.5mに2条並行して埋設する。(材質:高密度ポリエチレン平織、文字付)

15. 行先表示札  
配電盤、分電盤、動力盤、端子盤、ハンドホール内その他要所の配線には、合成樹脂製又はファイバ製の表示札(回路の種別、電線サイズ、行先、施工年月)を取り付ける。ただし、ハンドホール内、配電盤の行先表示札はプレートに彫刻し、墨入れ表示する。

⑮-1. EM電線及びEMケーブルの耐紫外線について  
EM-IE、EM-CE、EM-CET、EM-EEF、EM-EE、及びEM弱電電線等及び各ケーブルの外装については耐紫外線性能を有するものとする。

⑯ 電線の色別  
ビニル電線は、原則として下表により色別する。ただし、接地線は緑色とする。なお、ビニル電線以外でも、準用できる場合は、この色別とする。

電圧種別	配線方式	接地線	電圧側
高圧	三相3線式	—	赤・白・青
	単相2線式	白	赤又は黒
		白	赤・黒
	三相3線式	白	赤・黒
三相4線式		白	赤・黒・青
直流		負極 青	正極 赤

17. 絶縁抵抗  
低圧配線の絶縁抵抗は、測定電圧500V(好ましくない場合を除く)で測定し、開閉器などで区切ることのできる電路ごとに5MΩ以上とする。(2.1.13)

18. 接地工事  
接地極の上端は、地下0.75m以上の深さに埋設する。接地線の保護管は硬質ビニル管とする。(C種・D種接地線は金属管を用いることができる。)(2.13.10)(2.13.11)(2.13.12)

19. 各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔  
接地極及びその探導線の地中部分は、雷保護設備、避雷器の接地極及びその探導線の地中部分から2m以上離す。

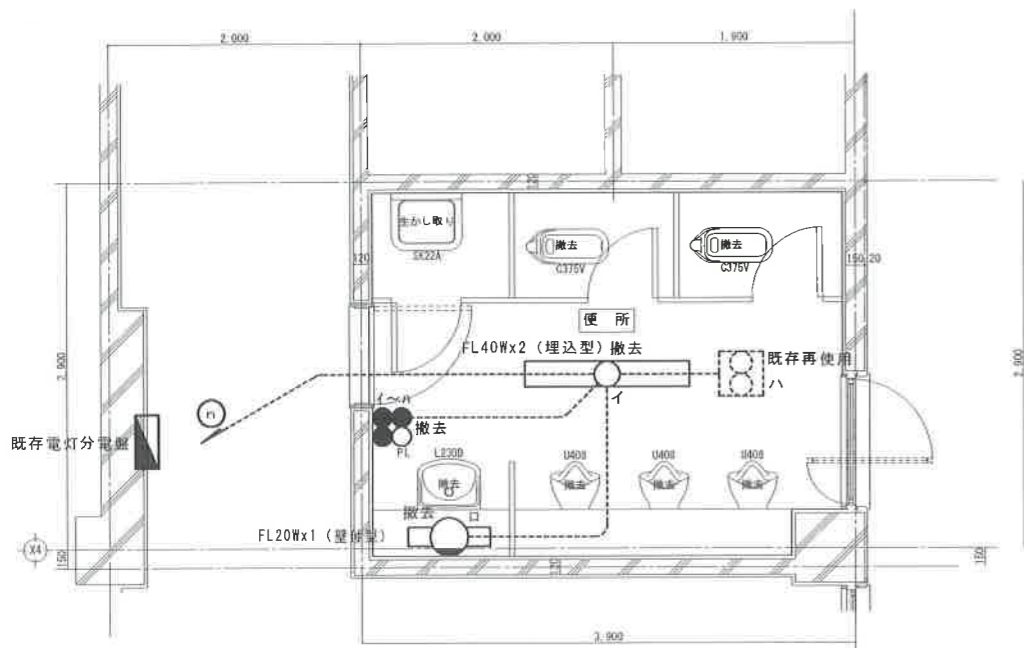
20. 接地極埋設機  
A種、B種、C種接地の埋設位置には、その近くに接地極埋設標(黄銅板製厚さ1.0mm以上、140×90以上、文字は腐食加工)を設け接地種別、埋設位置、深さ、埋設年月、接地抵抗を刻記する。接地極上には、コンクリート製埋設表示杭(D種接地も適用)を設置する。

21. 接地抵抗値  
A種、B種、C種は電気設備技術基準の解釈第19条に従い、D種接地抵抗値は50Ω以下とする。

22. 接地極  
A種、B種、C種は銅板(900mm×900mm×1.5mm厚)とし、補助接地棒は14φ2本以上とし、それぞれ規定値以下の値とする。D種は14φ×1.500mm<sup>2</sup>連結以上とする。



章	項目	特記事項	4 電灯 コンセント 設備	5 動力 設備	6 受変電 設備	7 静止 形電源 設備	8 発電 設備	9 通信・ 情報 交換 設備																																																																																																									
2 施工 共通 事項	<p>⑳ 分電盤</p> <p>㉑ ケーブルの防火区画の貫通</p> <p>㉒ プルボックス</p> <p>㉓ 機器取付高さ</p>	<p>分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤等は銅板製とし、板厚は設計図書に特に指定がない場合は1.6mm以上とする。下地処理(りん酸塩処理)を行ったのち、下塗りは電着塗装、仕上げは指定色(参考屋内:2.5Y9/1、屋外:5Y7/1)焼付塗装とする。耐熱分電盤は消防法による低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤のうち、それぞれ第一種分電盤又は第二種分電盤に適合したもの又は(社)日本電気協会(JEA)認定証欄が添付されたもの※とする。(製造者、製造年月、請負者、請負者電話番号の銘板を取り付けること)。 ※(社)日本配電盤工業会により認定されたものでもよい。(経過措置)</p> <p>(2.1.10)</p> <p>ケーブルが防火区画を貫通する場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合するものとする。防火区画貫通の耐火処理工法については、耐火性能を証明するものを監督職員に提出する。</p> <p>防水型はステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また、隠れ部のふたの止めねじは、ちょうねじとする。</p> <p>防水型はステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また、隠れ部のふたの止めねじは、ちょうねじとする。</p> <p>機器の取付高さは、次の表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>レベル</th> <th>取付高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>分電盤</td><td>床～上端</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>スイッチ(一般)</td><td>床～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>スイッチ(身障者)</td><td>床～中心</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>コンセント(一般)</td><td>床～中心</td><td>300</td></tr> <tr><td>コンセント(和室)</td><td>床～中心</td><td>150</td></tr> <tr><td>コンセント(台上)</td><td>床～中心</td><td>150</td></tr> <tr><td>ブラケット(一般)</td><td>床～中心</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>ブラケット(踊り場)</td><td>床～中心</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>制御盤</td><td>床～上端</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>手元開閉器</td><td>床～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>操作紐</td><td>床～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>端子盤</td><td>床～下端</td><td>500</td></tr> <tr><td>保安器箱</td><td>床～下端</td><td>500</td></tr> <tr><td>ボックス(一般)</td><td>床～中心</td><td>300</td></tr> <tr><td>ボックス(和室)</td><td>床～中心</td><td>150</td></tr> <tr><td>MDF</td><td>床～上端</td><td>500</td></tr> <tr><td>受信機</td><td>床～中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>総合盤</td><td>床～中心</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>ベル</td><td>床～上端</td><td>300</td></tr> <tr><td>発信機</td><td>床～中心</td><td>1,400</td></tr> </tbody> </table> <p>注)ユニバーサルデザインを適用する場合は「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設設備マニュアル」を参考とする。</p> <p>(2.1.14)</p> <p>横引き配管等は、地震力に耐えるよう下表により標準図(電力83)のA種耐震支持又はB種耐震支持を行う。ただし、建築の構造体が免震構造、制震構造等である場合は、特記による。なお、呼び径が82mm以下の単独配管、周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm以下のケーブルラック及び幅400mm以下の集合配管、定格電流600A以下のバスダクト、及びつり材の長さが平均0.3m以下の配管等の場合は、耐震支持を省略できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>特定の施設</th> <th>一般の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td> <td rowspan="2">8m以下ごとにA種耐震支持</td> <td rowspan="2">1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持</td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td rowspan="2">1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持</td> <td rowspan="2">通常の施工方法による。</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 設置場所の区分は、配管等を支持する床部分により適用し、天井面より支持する配管等は、直上階を適用する。 2. 上層階は、2から6階建の場合は最上階、7から9階建の場合は上層2階、10から12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 3. 中間階は、1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。</p> <p>28. 機器等の耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す事項を除き、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(最新版)」及び「建築設備耐震設計・施工指針(最新版)」による。</p> <p>ア 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお、設計用水平震度は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>地下階、1階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) 内の数値は、防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>重要機器 ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ 火災報知器受信機 ・ 中央監視装置</p> <p>イ 設計用垂直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p>	名 称	レベル	取付高さ(mm)	分電盤	床～上端	1,800	スイッチ(一般)	床～中心	1,300	スイッチ(身障者)	床～中心	1,100	コンセント(一般)	床～中心	300	コンセント(和室)	床～中心	150	コンセント(台上)	床～中心	150	ブラケット(一般)	床～中心	2,100	ブラケット(踊り場)	床～中心	2,500	制御盤	床～上端	1,800	手元開閉器	床～中心	1,300	操作紐	床～中心	1,300	端子盤	床～下端	500	保安器箱	床～下端	500	ボックス(一般)	床～中心	300	ボックス(和室)	床～中心	150	MDF	床～上端	500	受信機	床～中心	1,500	総合盤	床～中心	1,400	ベル	床～上端	300	発信機	床～中心	1,400	設置場所	耐震安全性の分類		特定の施設	一般の施設	上層階	8m以下ごとにA種耐震支持	1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持	屋上及び塔屋	中間階	1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持	通常の施工方法による。	1階及び地下階		耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	地下階、1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	<p>① 蛍光灯器具</p> <p>(1) 20W以下 ※ グロー式高力率 ・ グロー式低力率 (2) 30W ※ グロー式高力率 ・ グロー式低力率 (3) 32W ※ Hfインバータ式 (4) 40W以上 ※ 省電力ラビッド式高力率 ・ ラビッド式高力率 ・ Hfインバータ式 ※ 省電力LED灯</p> <p>② HID灯器具</p> <p>③ 連結器具</p> <p>蛍光灯2連結以上の連結器具の電線接続はEM-EFFケーブル3心を使用し、1線は接地とする。</p> <p>④ 照明器具取付</p> <p>蛍光灯照明器具32W以上など重量の大きい照明器具は、スラブその他構造物に9mm以上のつりボルト2本以上で堅固に支持する。ただし、器具をやむを得ず天井下地材より支持する場合は監督職員と協議する。</p> <p>⑤ 照明器具の接地</p> <p>32W以上のHf蛍光灯、32W以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具、HID灯等の放電灯器具、対地電圧が150Vを超える放電灯以外の器具、防水器具及び湿気・水気のある場所では人が容易に触れるおそれのある場所に取付ける器具にはD種接地を行う。ただし、二重絶縁構造のもの、対地電圧150V以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができる。</p>	<p>1. 漏電遮断器</p> <p>電動機の定格電流が50A以下については感度電流は30mA、動作時間は0.1秒以内、50Aを超えるものについては感度電流100mA～200mA、動作時間は0.1秒以内とする。(動力については15kW以上は100mA～200mAとする)</p> <p>2. 電流計</p> <p>電動機用は、延長目盛電流計とし、赤指針付きとする。</p>	<p>1. 型式</p> <p>・ 開放型 ・ 屋内型キュービクル ・ 屋外型キュービクル</p> <p>2. 交流遮断器</p> <p>※ 真空遮断器 ・ ガス遮断器 ※ 手動ばね式 ・ 電動ばね式 ・ 電磁ばね式</p> <p>3. 断路器</p> <p>三極断路器(避雷器用は除く。)</p> <p>4. 高圧負荷開閉器</p> <p>・ 手動操作式 ・ 遠方手動操作式 ・ 電動操作式</p> <p>5. 高圧引込開閉器</p> <p>過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形とする。 ※ 気中開閉器 ・ ガス開閉器</p> <p>6. 変圧器</p> <p>連続定格自冷式 ※ 油入式 ・ モールド式 ・ H種乾式</p> <p>7. 高圧進相コンデンサ</p> <p>※ 油入式 ・ モールド式</p> <p>8. 直列リアクトル</p> <p>※ 油入式 ・ モールド式 ( ※ 6% ・ 1.3% )</p> <p>9. 避雷器</p> <p>※ 酸化亜鉛型 ・ 弁抵抗型</p> <p>10. 最大需要電流計</p> <p>※電流計は多機能型デジタルとし1.0分デマンド付とする。 ・ 警報接点付、角形丸開閉込(110mm) 需要指針(時限針) 最大需要指針(置針、警報指針)5級)を有する。</p>	<p>1. 燃料系発電設備</p> <p>1. 形式 ・ キュービクル式 ・ 簡易型 ・ オープン式 2. 時間定格 ・ 連続 ・ 1時間 ・ 10時間 3. 原動機 ・ ディーゼル ・ ガス ・ ガスタービン 4. 始動方式 ・ 10秒以内電圧確立 ・ 40秒以内電圧確立 5. 冷却方式 ・ ラジエータ式 ・ 循環放流式 ・ 貯水循環方式 6. 始動方式 ・ 電気始動 ・ 空気始動 7. 直流電源装置 ・ 鉛蓄電池 ・ アルカリ蓄電池 8. 燃料 ・ 灯油 ・ 軽油 ・ A重油 9. 認定 ※ 消防法及び建築基準法に適合したもの又は、(社)日本内燃力発電設備協会認定票が貼付されたものとする。 ・ 高圧 ・ 低圧 10. 電圧 ・ 超低騒音形 ・ 低騒音形 ・ 一般形 11. 騒音 ・ 保護形とする。 12. 保護形式 ・ 低圧はE種以上、高圧はD種以上とする。 13. 絶縁 ・ 鋼板製、外面はさび止めペイント2回塗りのうえ調合ペイント2回塗りとする。 14. 燃料小出槽 ・ ステンレス製</p> <p>2. 太陽光発電設備</p> <p>1. 太陽電池モジュール ・ 単結晶シリコン ・ 多結晶シリコン ・ アモルファスシリコン 2. パワーコンディショナー 太陽電池出力の監視等により、全自動運転可能なものとする。 ・ 逆潮流あり ・ 逆潮流なし ・ 単独運転検出機能あり ・ 単独運転検出機能なし 3. 系統連系保護装置 ・ 系統連系保護機能については、製造者標準とする。</p>	<p>1. 構内情報通信網設備(LAN)</p> <p>1. 機材 電気通信回線設備に接続する端末機器は&lt;電通法&gt;の「端末設備の接続の技術基準」に適合したものとする。</p> <p>2. 構内交換設備(電話)</p> <p>1. 機材 電気通信事業法に適合したもの又は(財)電気通信端末機器審査協会の認定を受けた旨の表示があるものとする。</p> <p>3. 拡声設備</p> <p>1. スピーカ ・ 壁面付型は2点で強固に取付ける。 ※ 非常放送設備兼用スピーカは日本消防検定協会の認定に合格したものとする。</p> <p>4. テレビ共同受信設備</p> <p>1. 機材 地上デジタル放送対応とし、アンテナ等は各地域の状況に合わせた機材を使用する。 2. ケーブル接続 原則として、途中接続は行わないこと。</p> <p>5. 自動火災報知設備</p> <p>1. 機材 受信機、中継器、発信機、感知器については日本消防検定協会又は登録検定機関の行う検定に合格したものとする。</p>	<p>IV 付記事項</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 本付記事項は、公共建築工事標準仕様書(最新版)、木造建築工事共通仕様書(最新版)、公共電気設備工事標準仕様書、公共機械設備工事標準仕様書(最新版)、公共建築改修工事標準仕様書(最新版)、公共電気設備改修工事標準仕様書(最新版)及び公共機械設備改修工事標準仕様書(最新版)(以下「標準仕様書」という。)を補足するものである。</p> <p>(2) 本付記事項及び共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。</p> <p>(3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。</p> <p>2. 工事カルテの作成登録(CORINS)</p> <p>請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土日・祝日・年末年始を除く10日以内に、変更内容の変更時は変更があった日から土日・祝日・年末年始を除く10日以内に、完成時は工事完了後土日・祝日・年末年始を除く10日以内に(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事の場合は、受注時の登録のみで良いものとする。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>※ 登録等の各種手続きに関する問い合わせ先 〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンアベニュービル4階 (財)日本建設情報総合センターCORINSセンター TEL 03-3505-0411 FAX 03-3505-2665</p>
名 称	レベル	取付高さ(mm)																																																																																																															
分電盤	床～上端	1,800																																																																																																															
スイッチ(一般)	床～中心	1,300																																																																																																															
スイッチ(身障者)	床～中心	1,100																																																																																																															
コンセント(一般)	床～中心	300																																																																																																															
コンセント(和室)	床～中心	150																																																																																																															
コンセント(台上)	床～中心	150																																																																																																															
ブラケット(一般)	床～中心	2,100																																																																																																															
ブラケット(踊り場)	床～中心	2,500																																																																																																															
制御盤	床～上端	1,800																																																																																																															
手元開閉器	床～中心	1,300																																																																																																															
操作紐	床～中心	1,300																																																																																																															
端子盤	床～下端	500																																																																																																															
保安器箱	床～下端	500																																																																																																															
ボックス(一般)	床～中心	300																																																																																																															
ボックス(和室)	床～中心	150																																																																																																															
MDF	床～上端	500																																																																																																															
受信機	床～中心	1,500																																																																																																															
総合盤	床～中心	1,400																																																																																																															
ベル	床～上端	300																																																																																																															
発信機	床～中心	1,400																																																																																																															
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																
	特定の施設	一般の施設																																																																																																															
上層階	8m以下ごとにA種耐震支持	1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持																																																																																																															
屋上及び塔屋																																																																																																																	
中間階	1.2m以下ごとにA種又はB種耐震支持	通常の施工方法による。																																																																																																															
1階及び地下階																																																																																																																	
	耐震安全性の分類																																																																																																																
	特定の施設		一般の施設																																																																																																														
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																													
上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																																																																																													
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																																																																																													
地下階、1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																																																																																													
3 電気 方式	<p>1. 高圧</p> <p>② 低圧</p>	<p>※ 三相3線式 6,600V 50Hz</p> <p>・ 単相3線式 100/200V 50Hz ○ 単相2線式 100V ・ 200V 50Hz ・ 三相3線式 ・ 200V ・ 415V 50Hz ・ 三相4線式 240/415V 50Hz ・ 直流2線式 ・ 100V ・ 24V</p>	<p>2. 交流無停電電源装置(U.P.S)</p> <p>1. 設置方式 ※ キュービクル式 ・ キュービクル式以外 2. 換気方法 ・ 自然換気 ※ 機械換気 3. 蓄電池 「第1節 直流電源装置 3. 蓄電池」による他 簡易形は下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>適用規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池</td> <td>JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池-第1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池-第2部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池-第3部</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 逆変換装置(インバータ) ・ トランジスタ式 ※ サイリスタ式 5. 回路方式 ・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式</p>	呼称	適用規格	蓄電池	JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池-第1部		JIS C 8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池-第2部		JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池-第3部																																																																																																						
呼称	適用規格																																																																																																																
蓄電池	JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池-第1部																																																																																																																
	JIS C 8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池-第2部																																																																																																																
	JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池-第3部																																																																																																																



現況・2階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用)

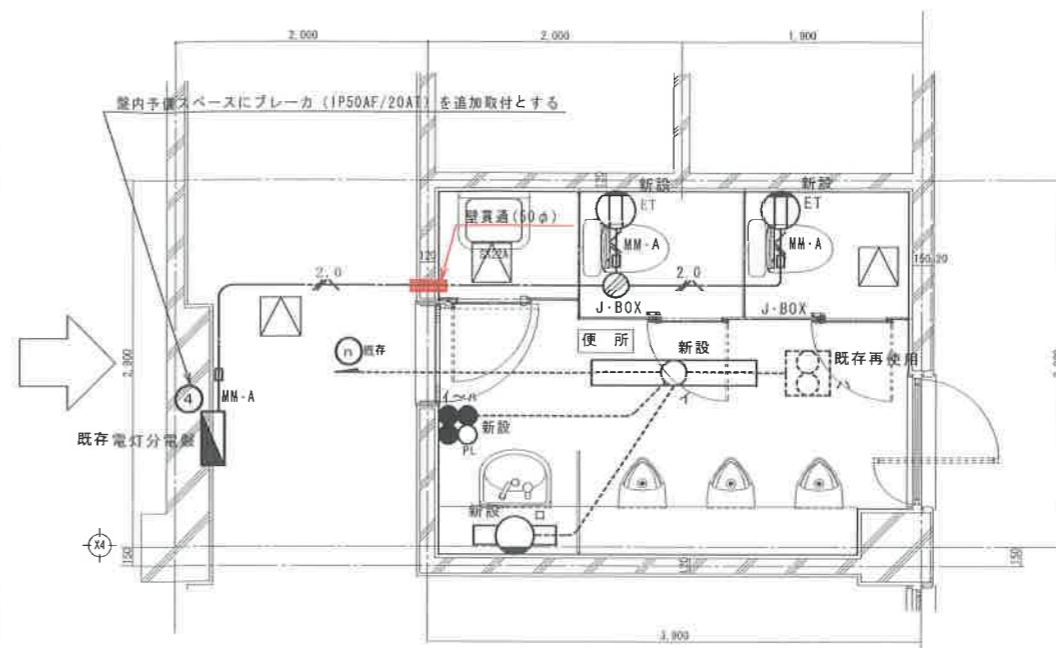
撤去(A) FLR40Wx2 埋込型 2灯  
(100V)



撤去(B) FL20Wx2 埋込型 1灯  
(100V)



撤去(C) FL20Wx1 フラケット型 3灯  
(100V)



改修・2階便所周り平面詳細図 S=1/30

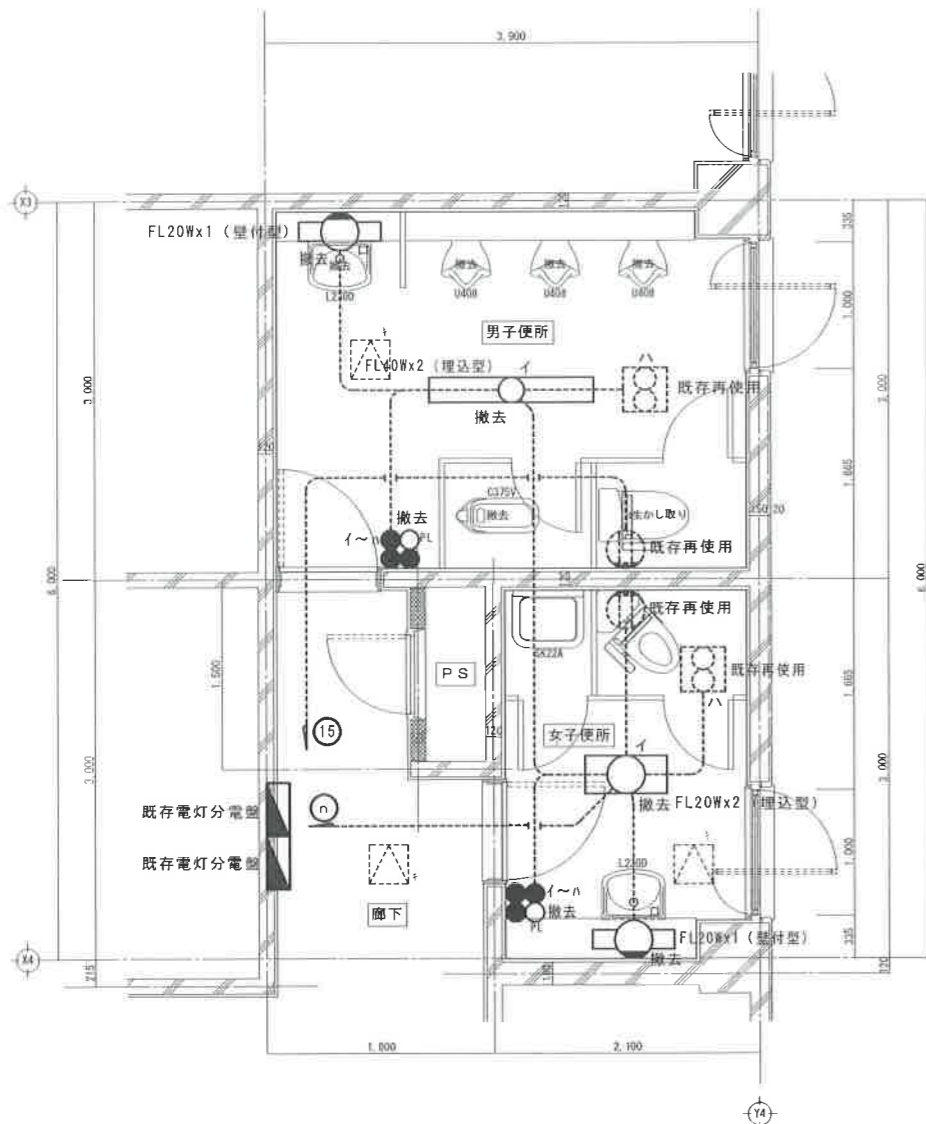
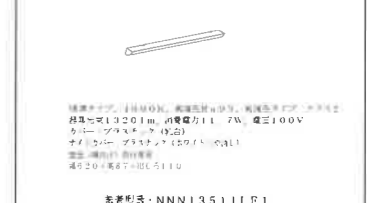
新設(A) LED埋込型40形 下面埋込型 W300 2灯  
(100V)



新設(B) LED埋込型20形 下面埋込型 W300 1灯  
(100V)

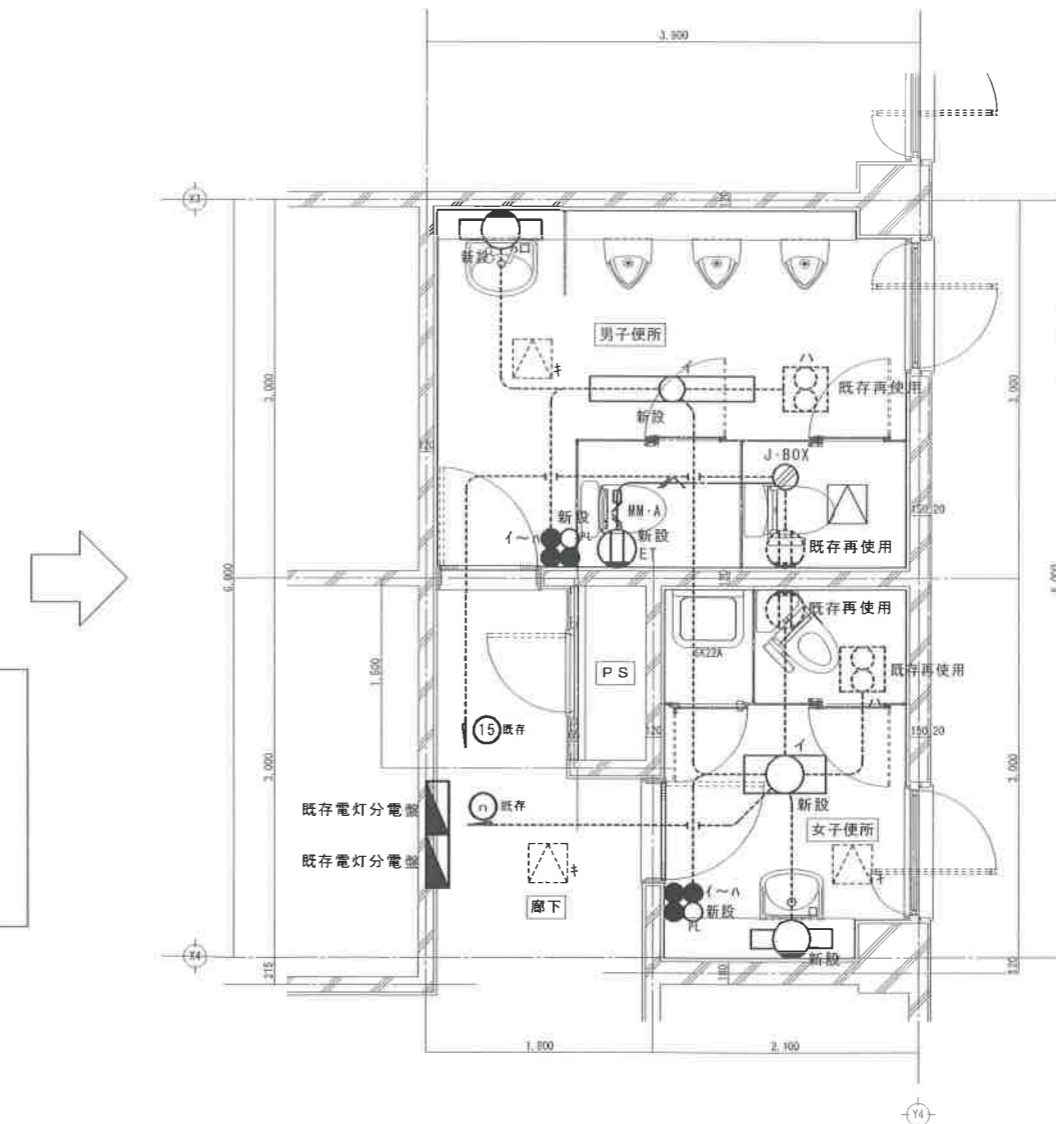


新設(C) LED高演色ミラーライト W620 3灯  
(100V)



現況・1階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用)

注 記  
1. 特記なき配管配線は下記とする。  
--- 電管配線を示す(既存のものは再使用とする)  
※ 上記の配管等は十分調査の上再使用とする。  
2. 凡 例  
□ 電設明細書10形 施 (付く場合は)  
● フランクリンスイッチ IP15A以下 (高圧品使用)  
○ 取込コンセント: 2P15A以下 ET付 (既存再使用)  
△ 天井点検口 (150x150) 既設



改修・1階便所周り平面詳細図 S=1/30

注 記  
1. 特記なき配管配線は下記とする。  
--- 電管配線を示す(既存のものは再使用とする)  
※ 上記の配管等は十分調査の上再使用とする。  
2. 凡 例  
□ LED照明器具10形 施 (新設品使用)  
● フランクリンスイッチ IP15A以下 (高圧品使用)  
○ J-BOX ジョイントボックス (天井内)  
○ ET 埋込コンセント: 2P15A以下 ET付 (高圧品用スイッチボックス)  
△ 既存コンクリート型貫通とする。  
△ 天井点検口(150x150) 既設  
△ 天井点検口(150x150) 新設



令和5年度庁舎トイレ全面改修工事（鹿嶋消防署）  
特記仕様書（機械設備工事）

I 工事概要  
1 工事場所  
茨城県鹿嶋市中町附4623-1  
2 建物概要等  
敷地面積：4,324.985㎡ 延床面積：1,006.60㎡ 規模：RC造 地上2階 PHO階  
3 工事種目  
・トイレ全面改修工事に関する機械設備改修工事一式  
衛生器具設備工事・給水設備工事・排水設備工事・解体撤去工事

II 機械設備工事仕様  
1. 共通事項  
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）（以下「標準仕様書」という。）及び、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）による。  
2. 特記事項  
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
(2) 特記事項で※印、●印のある場合の適用は、下記による。  
※印を適用する。  
●印の付いたものは適用しない。  
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。  
(4) 建築工事、電気設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

III 特記仕様

章	項目	特記事項																																				
1 一般共通事項	① 適用基準等	※「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版） ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版） ※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版） ※「工事写真の撮り方（建築設備編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）																																				
	② 技術者等	建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を選定する。																																				
	③ 技能士	○適用する ・適用しない ○1級配管技能士 ・熱絶縁施工技能士 ・冷凍空調和機器施工技能士 (1,5,2) ・建築板金技能士 ・計装士																																				
	④ 機材	本工事に使用する機材等は、機器表、器具表より選定し、監督員の承認を得て使用する。																																				
	⑤ 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行なうべき機材等は、標準仕様書によるほか別表による。																																				
	6. 残土処分	・構外搬出適切処分 ・構内指示の場所に敷均し ・構内指示の場所にたい積																																				
	⑦ 発生材の処理	○構外搬出し、関係法令に準拠して適切に処理し、監督員に報告する。(1,3,9) 引渡しを要するもの ・なし ・あり																																				
⑧ 提出書類	提出書類は、下記による。 ○写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>内容</th> <th>サイズ</th> <th>枚数</th> <th>部数</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>現況写真（着工前の敷地及び周辺の状況）</td> <td>サービス</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>スクラップブック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事写真（工程照、名称、日付等を記入）</td> <td>サービス</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>スクラップブック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成写真（支払用：外観及び内観）</td> <td>サービス</td> <td>2枚以上</td> <td>2</td> <td>A4版台紙</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成写真（・ 原画共）</td> <td>キャビネ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>アルバム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>指定台紙</td> </tr> </tbody> </table>	適用	内容	サイズ	枚数	部数	提出方法		現況写真（着工前の敷地及び周辺の状況）	サービス	1	1	スクラップブック		工事写真（工程照、名称、日付等を記入）	サービス	1	1	スクラップブック		完成写真（支払用：外観及び内観）	サービス	2枚以上	2	A4版台紙		完成写真（・ 原画共）	キャビネ	1	1	アルバム				2	2	指定台紙
	適用	内容	サイズ	枚数	部数	提出方法																																
	現況写真（着工前の敷地及び周辺の状況）	サービス	1	1	スクラップブック																																	
	工事写真（工程照、名称、日付等を記入）	サービス	1	1	スクラップブック																																	
	完成写真（支払用：外観及び内観）	サービス	2枚以上	2	A4版台紙																																	
	完成写真（・ 原画共）	キャビネ	1	1	アルバム																																	
			2	2	指定台紙																																	
⑨ 完成図等	○作成する ・作成しない 提出するもの ・原図 部 ○青焼（白焼）製本 2部 ○CADデータ 完成図の原図サイズ ○A1 ・A2 ・A3 ・CD-R 完成図面、金板内訳書、完成写真、申請書類、保証書等を収録。なお、詳細は別紙「茨城県完成図書（図面・内訳書）CD化仕様書」による ・維持保全に関する資料の部数 ・1部 ・部																																					

2 共通工事	① 機器の規格 機器類の仕様は、図面による。 ② 各種配管工事の試験 配管途中若しくは漏れ、埋戻し前又は配管完了後の塗装若しくは被覆施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は、標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に1部提出する。 3 測定表 試運転調整完了後、すみやかに下記の各測定結果をまとめた測定表を監督員に1部提出する。（測定内容及び測定箇所等は、監督員の指示による。） ・温度 ・湿度 ・風量 ・騒音 ・振動 ・水量 ④ 容量の表示 (1) 電動機出力などは、表示された出力以下の容量とする。但し、防災機器は除く。 (2) 冷・温熱源機器等及び防災機器の能力、容量は、その数値以上のものとする。(4,2,1) 5 土工事 根切りは、周辺の土質などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか又は山止めを設ける。（山止め箇所は、図示による。） 6 管端防食継手 塩ビライニング鋼管でネジ接合する場合の継手は、管端防食継手とする。(2,1,2)(2,5,1) 7 管の切断 塩ビライニング鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のご盛又は丸のご盛などで切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。 8 異種管の接合 標準仕様書2.5.16による。なお、接合要領は標準図施工3によるものとする。 9 吊り及び支持 標準仕様書第2編第2章第6節によるほか、次による。(2,6,3) (1) 屋外支持材は、亜鉛ドブ漬、又はステンレス製とする。（ボルト、ナット等は、SUS製とする。） (2) 50A以下の鋼管は、形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。 (3) 梁貫通により振れ止めがされている場合は、その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。 10 地中埋設標 ・設置する（・給水 ・排水 ・ガス ・消火 ・油） (標準図、機材2) ・設置しない 11 埋設表示テープ 標準仕様書によるほかテープ幅は150mmとする。 12 土中埋設の深さ ・60cm ・ cm (但し、建物に引き込む場合は、監督員の承認を得て埋設深さを変更することができる。) 13 伸縮管継手を備えた配管 標準仕様書による。(2,4,1,6) 14 管のフランジ接合 (2,4,5,2,4,6,2,4,7,2,5,2,2,5,3,2,5,4,2,5,6,2,5,7) 標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合する。但し、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。 15 塗装工事 標準仕様書（第2編3.2.1）による。 16 防食処置 標準仕様書（第2編2.7.3）による。 (1) 土中埋設の鋼管類（ステンレス管、合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。）には、標準仕様書により防食処理を行う。 ⑬ 識別色 標準仕様書によるほか、埋設表示テープ及び地中埋設標の識別色は、給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。 ⑭ 保温工事 標準仕様書第2編第3章第1節によるほか下記による。 (1) 機器類付属弁類、槽類、煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に ・読み替える ・読み替えない (2) 屋内消火配管の保温は標準仕様書の2.3.5表（区分給水管）を ・適用しない ・適用する (3) ロックウール、グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量 ・F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ ⑮ 名札等 鍵及び弁等に取り付ける名札は、プラスチック製（白）とし、系統名及び常時開又は閉の文字（黒）を記入する。 ⑯ 貫通部の処理 標準仕様書第2編第2章第8節による。(2,8,1) 本工事に使用するスリーブは、下記による。(2,2,23) ・つば付き鋼管製スリーブ（・防水壁 ・防水床）（つば付き鋼管製は第2編表2.2.10による。） ・紙製スリーブ（・梁 ・壁 ・床） ・管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。 ・配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適合するものとする。（認定書を提出し、標識を適当な位置に貼ること。） ⑰ 新り 既設のコンクリート部の床、壁の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 22 他工事との取り合い (1) 鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強 ・ 箱入れ補強 ・ 本工事 ・ 別途 (2) 天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み ・ 本工事 ・ 別途 (3) 天井改め口 ・ 本工事 ・ 別途 (4) 外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠 ・ 本工事 ・ 別途 (5) 機器のコンクリート基礎 屋内設置のもの ・ 本工事 ・ 別途 屋外設置のもの ・ 本工事 ・ 別途 (6) 防煙ダンパーと連動制御器迄の電気工事 ・ 本工事 ・ 別途 (機器付属電線と電気工事電源電線並びに電気工事電源開閉器との接続は、別途工事とする。但し、接続については、電気工事業者と十分に協議すること。なお、コンセントへの接続は、本工事とする。) (7) 地震感知器の配管配線 ・ 本工事 ・ 別途 (8) 排煙濃度計の指示計迄の配管配線 ・ 本工事 ・ 別途 (9) 天井吊り形ファンコイルユニットと操作スイッチ管の渡り配管配線 ・ 本工事 ・ 別途 ⑱ 機器等の耐震施工 標準仕様書によるほか設備機器等の固定は、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」による。 24 工事用電力・用水 本工事に必要な工事用電力、用水、その他の費用は全て請負者の負担とする。 ⑲ 揮発性有機化合物（VOC）を使用した材料の対応 (1) 揮発性有機化合物（以下VOCという。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。 (2) 屋内清掃を行うときは、VOCを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、監督員の承認を得ること。 (3) VOCを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気を行うこと。
--------	--

③ 衛生器具設備工事	1. 大便器洗浄弁（バキュームブレーカー付） 2. 大便器用ロータンク 3. 小便器洗浄弁 4. 衛生器具の接続	・節水形 ・一般形 ・防霧形 ・一般形 ・節水形 ・一般形 衛生器具と排水配管との接続には、LP管に替えて排水用フレキシブル継ぎ手を使用してもよい。																											
④ 給水設備工事	1. 水道加入金 2. 保温 3. 水栓	・別途 ・本工事 ・標準仕様書による。 ・屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径25mm以下は30mm、呼び径32mm以上のものは、40mm以上とする。 標準仕様書による。																											
⑤ 排水設備工事	1. 流し接続管 2. 铸铁製蓋の文字 3. 铸铁製蓋の破壊荷重 4. 屋外排水管敷設要領 5. 小口径枿 6. エア抜き用排水	床上露出部分は、塩化ビニル管（VP）でもよい。 ・汚水 ・雑排水 ・雨水 ・実験排水 ・その他 ・中荷重 60kN以上（丸枿） ・重荷重 200kN以上（丸枿） 根切り底から100mm砕石敷き込みを行い、管を敷設して管頂から100mmまでを山砂にて埋め戻す。残りの部分は ・根切り土 ・山砂 で埋め戻す 下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。 自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。																											
6 給湯設備工事	1. 湯沸器排気管	・本工事（厚さ0.5mm以上のステンレス鋼板製） ・保温 ・行う ・別途 ・行わない																											
7 消火設備工事	1. 屋内消火栓箱 2. 消火栓井 3. 弁類	※国土交通省型とする (1) 1号消火栓 ・HB-1A ・HB-1B ・SUS製 ・HB-1AS ・HB-2A ・HB-2B (2) 2号消火栓 ・HB-4A ・HB-4B ・可変弁 ・JIS10K ・JIS20K																											
8 ガス設備工事	1. ガスメーター 2. ガスの種類 3. ガス栓 4. ガス漏れ警報機 5. 警報用総合盤	・本工事 ・別途 (1) 種類 (2) 発熱量 ※ヒューズロック ・取り付ける ・取り付けない ・取り付ける ・取り付けない																											
9 浄化槽設備工事	1. 装置強度 2. 山留め 3. 埋め戻し土 4. マンホール蓋等 5. 消毒剤	装置（槽、ふた）の強度は、次の条件による。 ・製造者標準形 ・中荷重形（乗用車の走行駐車可） ・重荷重形 ・オーブンカット ・鋼矢板 ・H鋼+鋼矢板 ・山砂 ・発塵工 ※錠又は安全ロック等付き ※30日分納入																											
10 冷暖房設備工事	1. 温湿度調整目標値 2. 排気測定口 3. 煙道 4. 風量測定口 5. 吹出口及び吸込口 6. 防煙ダンパー	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">室内</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬期</td> <td>-1.5℃</td> <td>48%</td> <td>22℃</td> <td>40%</td> <td>℃</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>夏期</td> <td>33.8℃</td> <td>57%</td> <td>26℃</td> <td>50%</td> <td>℃</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table> ※取り付ける 鋼板厚 ・3.2mm ・4.5mm ・図示による 取付場所は図示による。取付面は監督員の指示による。 ・アルミ製（ヘアライン加工） ・鋼板製 標準仕様書第3編1.15.8によるほか次による。 (1) 復帰方式 ・自動式（遮断式） ・手動式 (2) 操作式 ・電気式 ・空気式 自動閉鎖機構は、定格入力DC-24V、0.6A以下、自動復帰機構が電動式の場合は、入力DC-24V、25A以下とする。 (3) 日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。		外気		室内				温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	冬期	-1.5℃	48%	22℃	40%	℃	96%	夏期	33.8℃	57%	26℃	50%	℃	96%
	外気			室内																									
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																							
冬期	-1.5℃	48%	22℃	40%	℃	96%																							
夏期	33.8℃	57%	26℃	50%	℃	96%																							

章	項目	特記事項	
10. 冷暖房設備工事	7. 防火ダンパー	(1) 前記の6に準じたものとする。 (2) 図示のFVDとは、防火ダンパーに風量調整機構が組み込んだもので、調整機構は段階的調整機構とする。	
	8. ビストンダンパー	復帰方式 ・自動式 ・手動式	
	9. チャンバー等	(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパーには、排水を設ける。 (2) アネモ型吹出口、ブリーズライン型吹出口のチャンパーは、別図による。	
	10. 温度計	標準仕様書及び標準図によるほか、次の箇所及び図示の位置に温度計を設ける。 (1) 主要な機器類の出入口の配管	
	11. 圧力計及び連成計	ポンプ等の吸込み管に取り付ける場合は、連成型とする。	
	12. 瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書及び標準図によるほか次による。 冷温水管ホースの巻取り管 ・瞬間流量計 ・測定用タッピング ( ・設ける ・設けない) ボイラ又は熱交換器 ・瞬間流量計 ・測定用タッピング ( ・設ける ・設けない) の温水出口	
	13. オイルサービスタンク	(1) 油面制御装置 ・国土交通省型 ・市販品 (防塵型) (2) 防油堤 ・別途 ・本工事	
	14. 貯油槽	槽形式、容量等は主要機器表によるほか、次による。 (1) 油槽ふた ・本工事 ( ・国土交通省型 ・市販品) ・別途 (2) 遮断油量指示計 ・取り付ける ・取り付けない 形式 ・国土交通省型 ・製造者規格品 ( ・電気品 ・空気品) (3) 計量尺 ・本工事 (計量口は施設付き) ・別途 計量尺は、青銅製又は黄銅製及びアルミ製とし、100L実測目盛り刻印とする (4) 地下オイルタンク外面の保護方法は「危険物の規制に関する政令及び規則」による方法とする。また、事前に関係機関と打ち合わせを行う (5) 危険物表示板 銅板製メラミン積付け仕上げとし、槽蓋等の適切な位置に自立型のものを取り付ける。	
	15. 消音内貼り	消音板厚さ (1) 風道保温厚さ50mmとする箇所は、消音板50mmとし、25mmとする箇所は25mmとする。 (2) 内貼りチャンパー類の寸法表示は、外法寸法とする。	
	16. 保温及び塗装	(1) 屋外露出配管の保温は、区分・保温種別に従う。ただし、保温厚さは、標準仕様書第2編表2.3.7IVによる。(25A以下は30mm、32A以上200A以下は40mm、250A以上は50mm) (2) 外気取り入れ風道の保温 ・行う ・行わない (3) 油配管の土中埋設部は、消防署の指示によるか又は標準仕様書による。 (4) 冷媒管 (断熱材被覆鋼管) の保温は、温水管仕様準じる。	
	11. 排煙設備工事	1. 風道	・亜鉛鉄板製 ・鋼板製 (1.6mm)
		2. 排煙口の解放装置	・手動式 手動及び排煙機運転用連結機付き
		3. 排煙風量測定方式	排煙風量を測定する場合は、JIS-A-4303の排煙設備検査標準4.2.1(2)Cによる。
	12. 換気設備工事	① 準用事項	第10章冷暖房設備工事の当該事項に準じる。
		2. 一般湯沸器の天蓋	・別途 ・本工事
		3. 厨房用天蓋	(1) 材質 ※ステンレス製 (SUS304、厚さ1.0mm以上とする。) (2) 帯板 (フードから天井まで) ・別途 ・本工事 (3) グリスフィルターは予備品として100%納入する。
4. 保温		多湿箇所 ( ・浴室 ・厨房) の外気取り入れ風道は保温する。ただし、送風、排風機は除く。 施工範囲は、図示による。	
13. 自動制御設備工事	1. 制御方式	・電気式 ・電子式 ・空気式 ・デジタル式	
	2. 中央監視装置	・中央処理装置 ・補助記憶装置 ・表示装置 ・グラフィックパネル ・操作卓 ・伝送制御装置 (親局) ・電源装置	
	3. 周辺装置	・作表用印字装置 ・雑印字装置 ・集合表示装置 ・インターホン装置 ・ハードコピー装置	
	4. 端末装置	・処理装置 ・記憶装置 ・伝送制御装置 (子局)	
	5. 表示及び警報	室内・外の温・湿度表示、冷・温水の温度表示、運転・故障・警報の表示のほか、細目は図示による。	
	6. 自動制御装置	(1) 図示されていない配線配管等の本数及び寸法は、発注者の仕様としてよい。 (2) 自動制御回路には、サージ防止装置を ・取り付ける ・取り付けない	
	7. その他	(1) 室内形のサーモスタット、ヒューミディスタッドは、ケース付きとし、取付位置は標準仕様書による。 (2) 地震感知器の取付位置は標準仕様書による。 (3) 地震感知器の作動により、バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ、速やかに燃焼を停止、消火させる。	

V 付記事項

1. 適用

(1) 本付記事項は、公共建築工事標準仕様書 (最新版)、木造建築工事共通仕様書 (最新版)、公共電気設備工事標準仕様書、公共機械設備工事標準仕様書 (最新版)、公共建築改修工事標準仕様書 (最新版)、公共電気設備改修工事標準仕様書 (最新版) 及び公共機械設備改修工事標準仕様書 (最新版) (以下「標準仕様書」という。) を補足するものである。

(2) 本付記事項及び共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。

(3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」とおりとする。

2. 工事カルテの作成登録 (CORINS)

請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土日・祝日・年末年始を除く10日以内に、変更内容の変更時は変更があった日から土日・祝日・年末年始を除く10日以内に、完成時は工事完了後土日・祝日・年末年始を除く10日以内に (財) 日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。

ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事の場合は、受注時の登録のみで良いものとする。

また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。

※ 登録等の各種手続きに関する問い合わせ先  
〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号  
アカサカセブンアベニュービル4階  
(財) 日本建設情報総合センターCORINSセンター  
TEL 03-3505-0411 FAX 03-3505-2665

機械設備図示記号一覧					
図示記号	名称	備考	図示記号	名称	備考
給水管			排水管		
VLP	水道用硬質塩化ビニルライニング管	一般配管	VLF	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
VLPD	水道用硬質塩化ビニルライニング管	土中埋設	VP	塩化ビニルコーティング鋼管	一般配管
VP	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管	LP	硬質ポリ塩化ビニル管	土中埋設
HI	耐衝撃性塩化ビニル管	土中埋設	D-VA	排水用鉛管	一般配管
給湯管				排水用塩ビライニング鋼管 (内面)	一般配管
HILP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管		排水用鋳鉄管	一般配管
HILP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管	TMP	遠心力鉄筋コンクリート管	一般配管
SUS	ステンレス管	一般配管	REP-VU	繊維モルタル被覆ビニル管	一般配管
SUS	ステンレス管	一般配管	RF-VP	再生硬質塩化ビニル管 (排水用リサイクル硬質塩化ビニル管)	土中埋設
消火管				再生硬質塩化ビニル管 (建物排水用リサイクル硬質塩化ビニル管)	土中埋設
X	配管用炭素鋼鋼管	一般配管	C	配管用炭素鋼鋼管	
VS(PS)	硬質塩化ビニル (ドレフレン) 外面被覆鋼管 (白管に被覆)	土中埋設	CR	配管用炭素鋼鋼管	
通気管			温水管		
VP	硬質ポリ塩化ビニル管		H	配管用炭素鋼鋼管	
			HR	配管用炭素鋼鋼管	
冷却水管			冷水水管		
CD	水道用塩化ビニルライニング鋼管		CH	配管用炭素鋼鋼管	
CDR	水道用塩化ビニルライニング鋼管		CHR	配管用炭素鋼鋼管	
膨張管			冷媒管		
E	配管用炭素鋼鋼管		R	鋼管	
油管			RR	鋼管	
O	配管用炭素鋼鋼管 (黒管)		R	鋼管 (被覆)	
OR	配管用炭素鋼鋼管 (黒管)		RR	鋼管 (被覆)	
油用通気管			低圧蒸気管		
OV	配管用炭素鋼鋼管			配管用炭素鋼鋼管 (黒管)	
ガス管				配管用炭素鋼鋼管 (黒管)	
G	ポリエチレン被覆鋼管又は塩化ビニル被覆鋼管				

IV 同等品リスト

項目	仕様 (メーカー・商品名)	※同等品以上とする
衛生器具	TOTO・LIXIL	

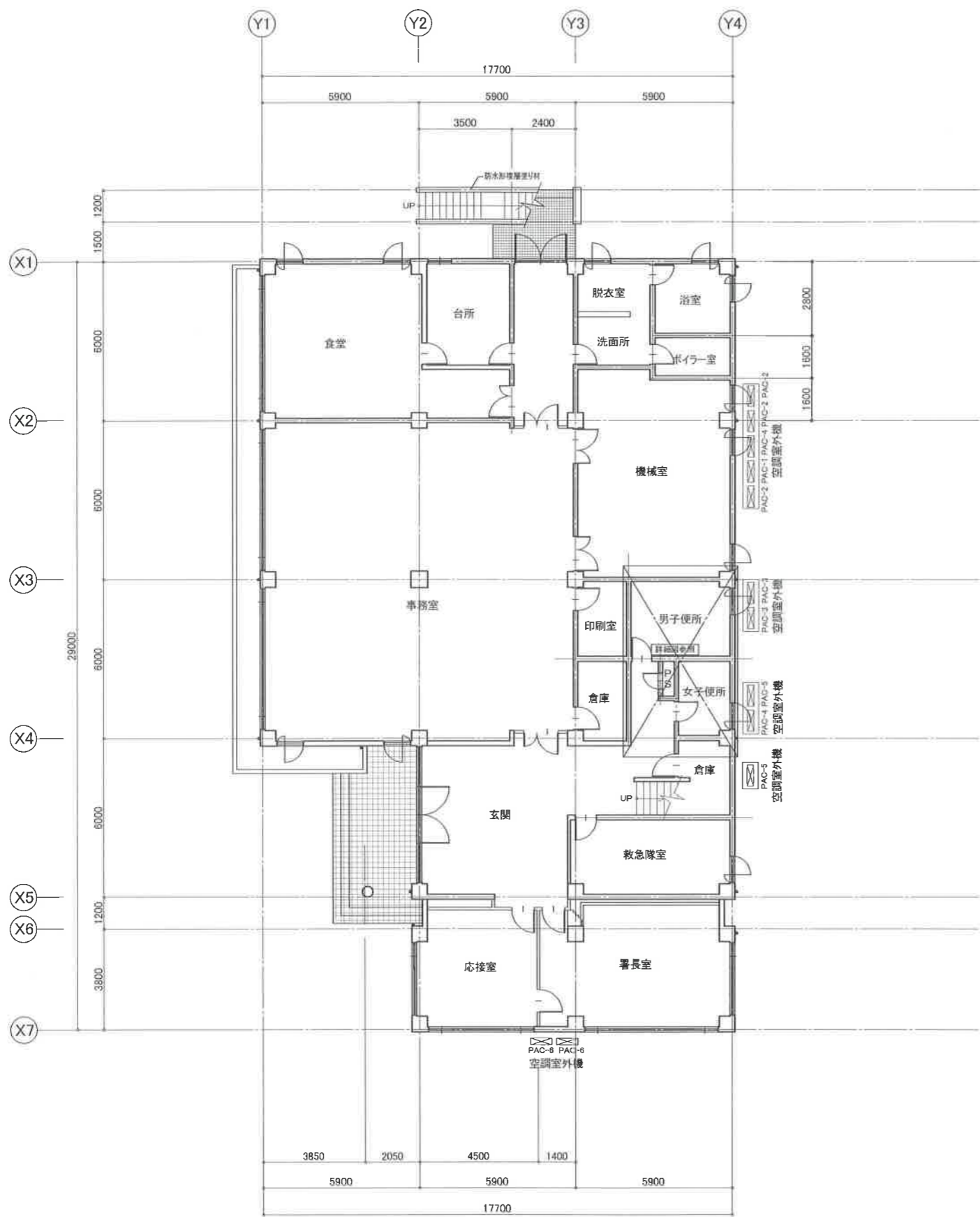


現況器具

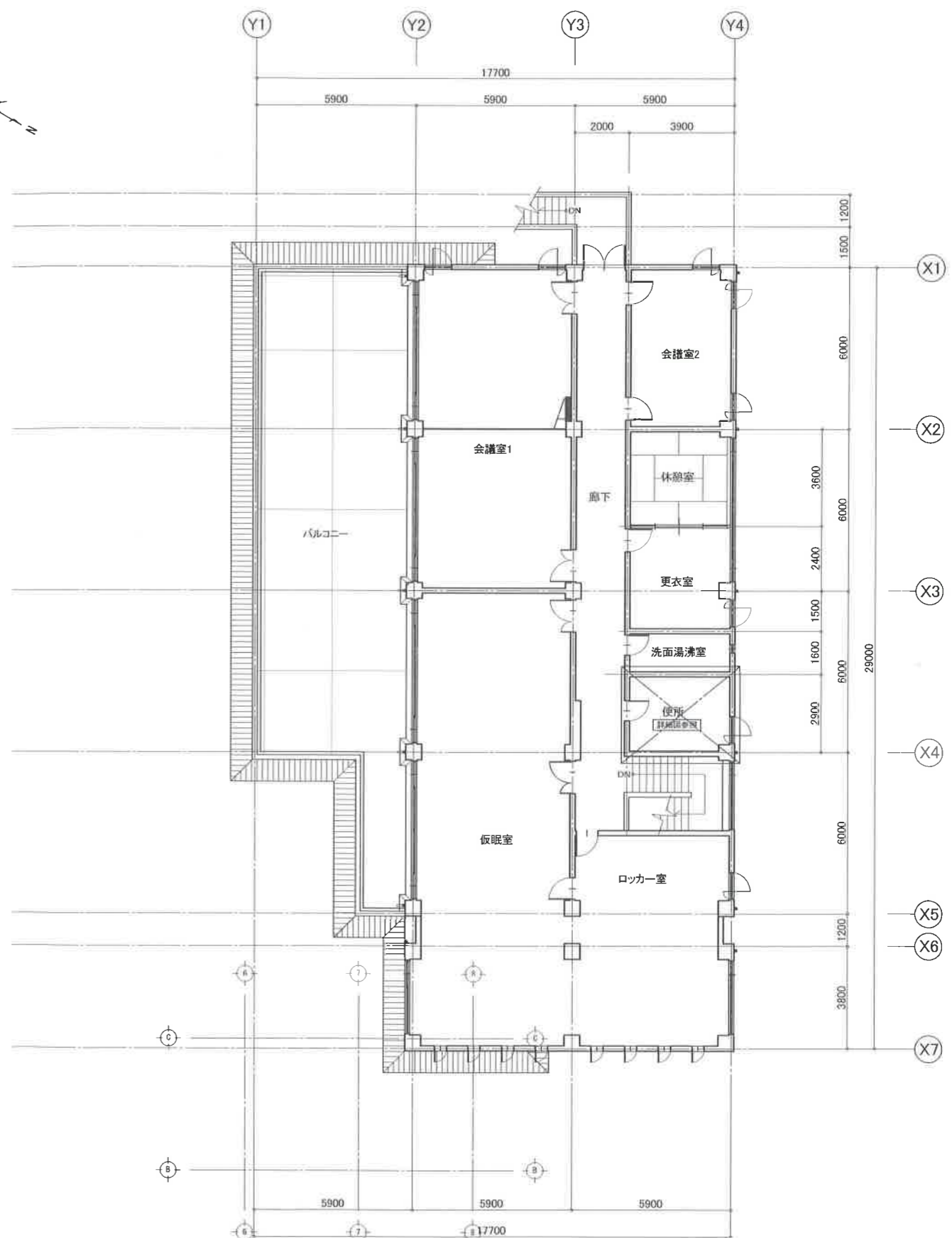
器具名	器具番号	仕様・付属品	個数	部屋名	累計数	備考
洋風大便器	SH60BA・CS60B	ロータンク式洋風大便器 脱着器具：洋風大便器（生かし取り）	1	1階男子便所	1	
洋風大便器	CSS108M・SS5118ARF	ロータンク式洋風大便器 脱着器具：洋風大便器（生かし取り）	1	1階女子便所	1	
和風大便器	G375V	フラッシュ弁式和風大便器 撤去処分	1 2	1階男子便所 2階便所	3	
小便器	U-408	自動フラッシュ弁式小便器 撤去処分	3 3	1階男子便所 2階便所	6	
洗面器	L-230D	洗面器 撤去処分	1 1	1階男子便所 2階便所	2	
洗面器	L-230D	Pトラップ・アングル水栓 撤去処分 脱着器具：洗面器（生かし取り）	1	1階女子便所	1	
掃除用流し	SK22A	横水栓撤去・止水栓撤去・トラップ撤去 脱着器具：掃除用流し（生かし取り）	1 1	1階女子便所 2階便所	2	
化粧鏡	YK3545F	化粧鏡脱着（生かし取り）	1 1 1	1階男子便所 1階女子便所 2階便所	3	

改修器具

器具名	器具番号	仕様・付属品	個数	部屋名	累計数	備考
洋風大便器	CS232B・SH232BA (TOTO)	横除口付床排水フロッグンク式・洗浄便座 (TF6623) TOTO 316N 備付二連紙巻き器 (YH702) TOTO他付属品一式	1 2	1階男子便所 2階便所	3	
洋風大便器	SH60BA (TOTO) 参考	CS60B (TOTO) 参考 床フランジのみ新規・器具脱着含む（再使用） 備付二連紙巻き器 (YH702) TOTO他付属品一式	1	1階男子便所	1	
洋風大便器	CSS108M (TOTO) 参考	SS5118ARF (TOTO) 参考 床フランジのみ新規・器具脱着含む（再使用） 備付二連紙巻き器 (YH702) TOTO他付属品一式	1	1階女子便所	1	
小便器	UFH570 (TOTO)	自動フラッシュ弁TEA62ADS・TR	3 3	1階男子便所 2階便所	6	
洗面器	L-250CM (TOTO)	Pトラップ・アングル水栓・単水栓 TLG11AR・TS126AR	1 1	1階男子便所 2階便所	2	
洗面器	L-230D (TOTO) 参考	Pトラップ・アングル水栓 のみ新規 脱着器具：洗面器（再使用）	1	1階女子便所	1	
掃除用流し	SK22A (TOTO) 参考	T23MEQ20C（横水栓）・IH114（7ヶ目止水栓）・T375SEP（Sトラップ） 各新規 脱着器具：掃除用流し（再使用）	1 1	1階女子便所 2階便所	2	
化粧鏡	YK3545F (TOTO) 参考	化粧鏡脱着（再使用）	1 1 1	1階男子便所 1階女子便所 2階便所	3	



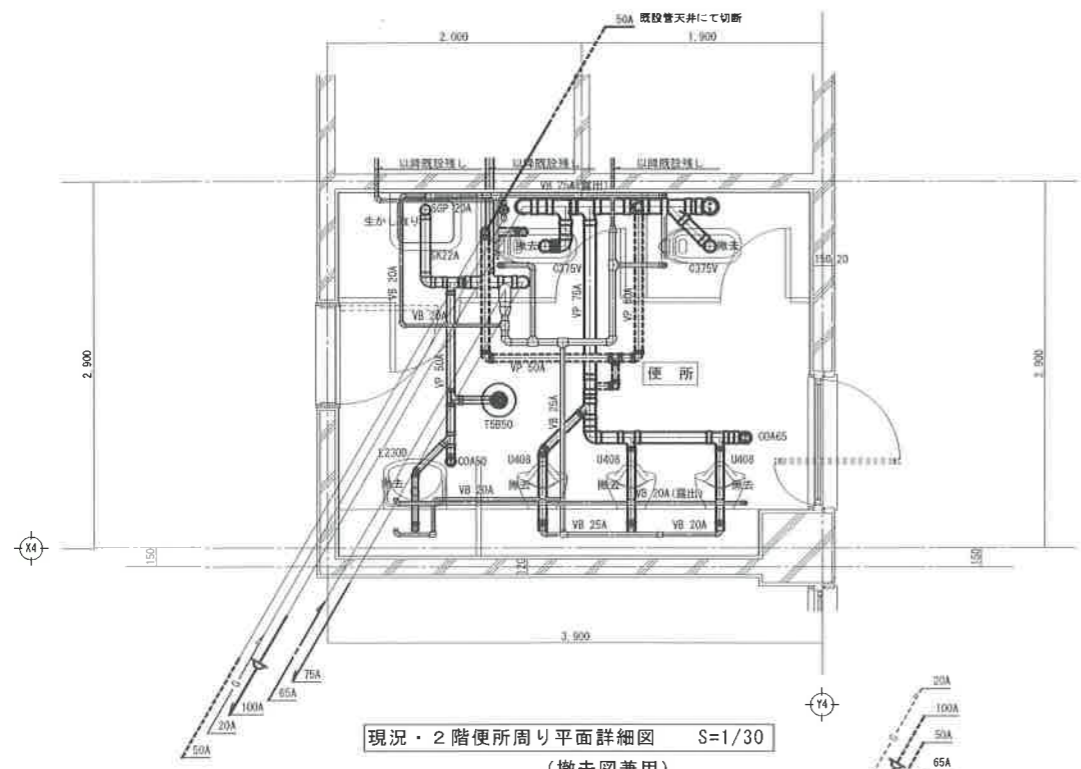
(現況)1階平面図 S=1/100



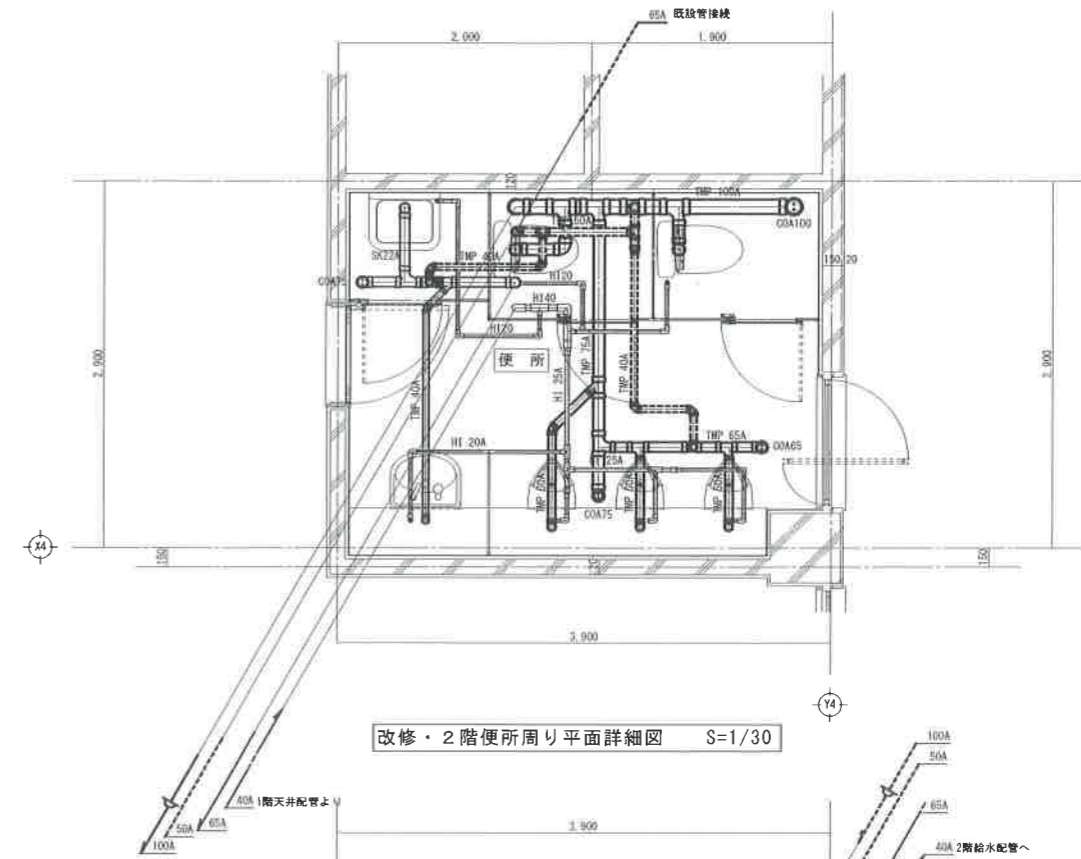
(現況)2階平面図 S=1/100

		工事名 庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図面番号
		図面名 現況 機械設備工事 1,2階 平面図		M-04
		縮尺 1/100	日付	

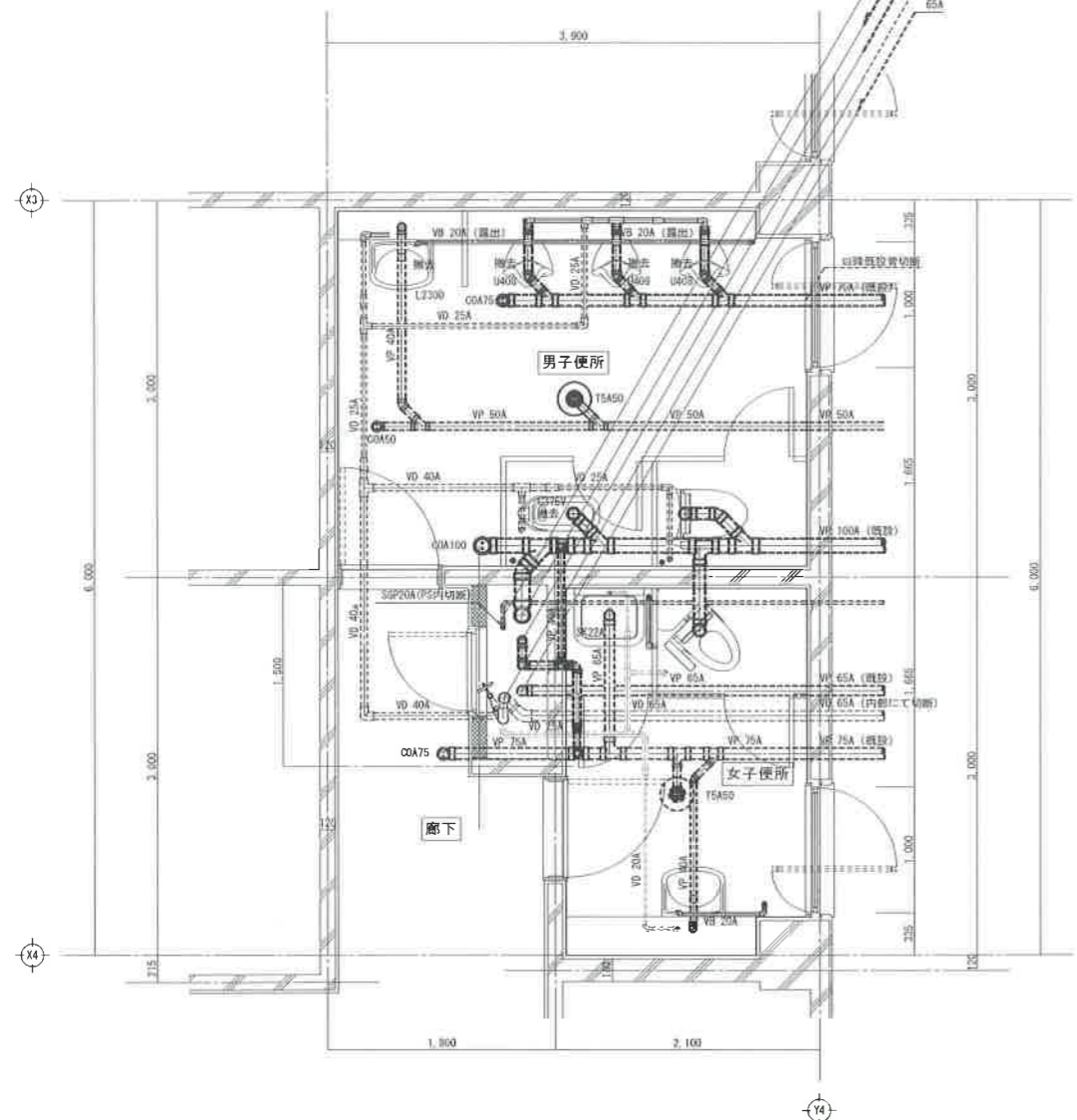




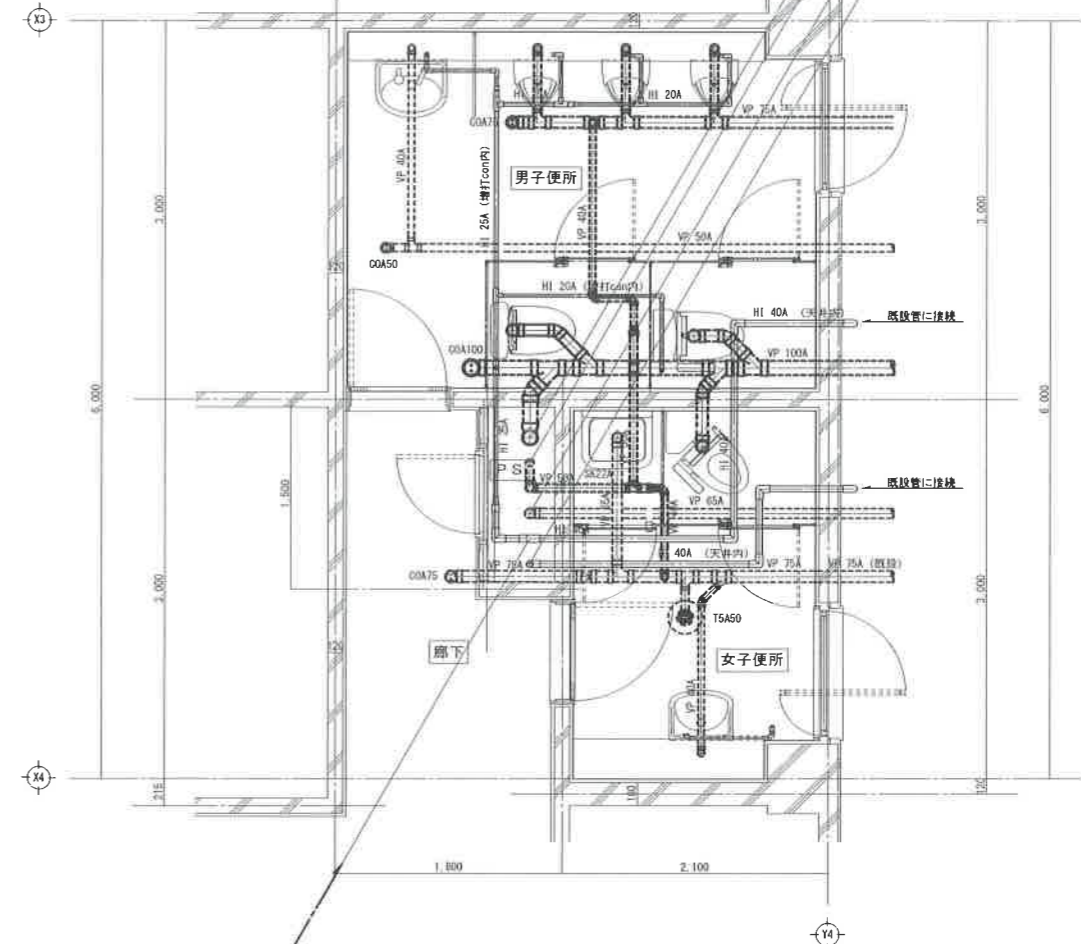
現況・2階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用)



改修・2階便所周り平面詳細図 S=1/30



現況・1階便所周り平面詳細図 S=1/30  
(撤去図兼用)



改修・1階便所周り平面詳細図 S=1/30

工事名		庁舎トイレ全面改修工事 (鹿嶋消防署)		図面番号	M-05
図面名		現況・改修 便所周り機械設備工事 平面詳細図			
縮尺		1/30	頁数		